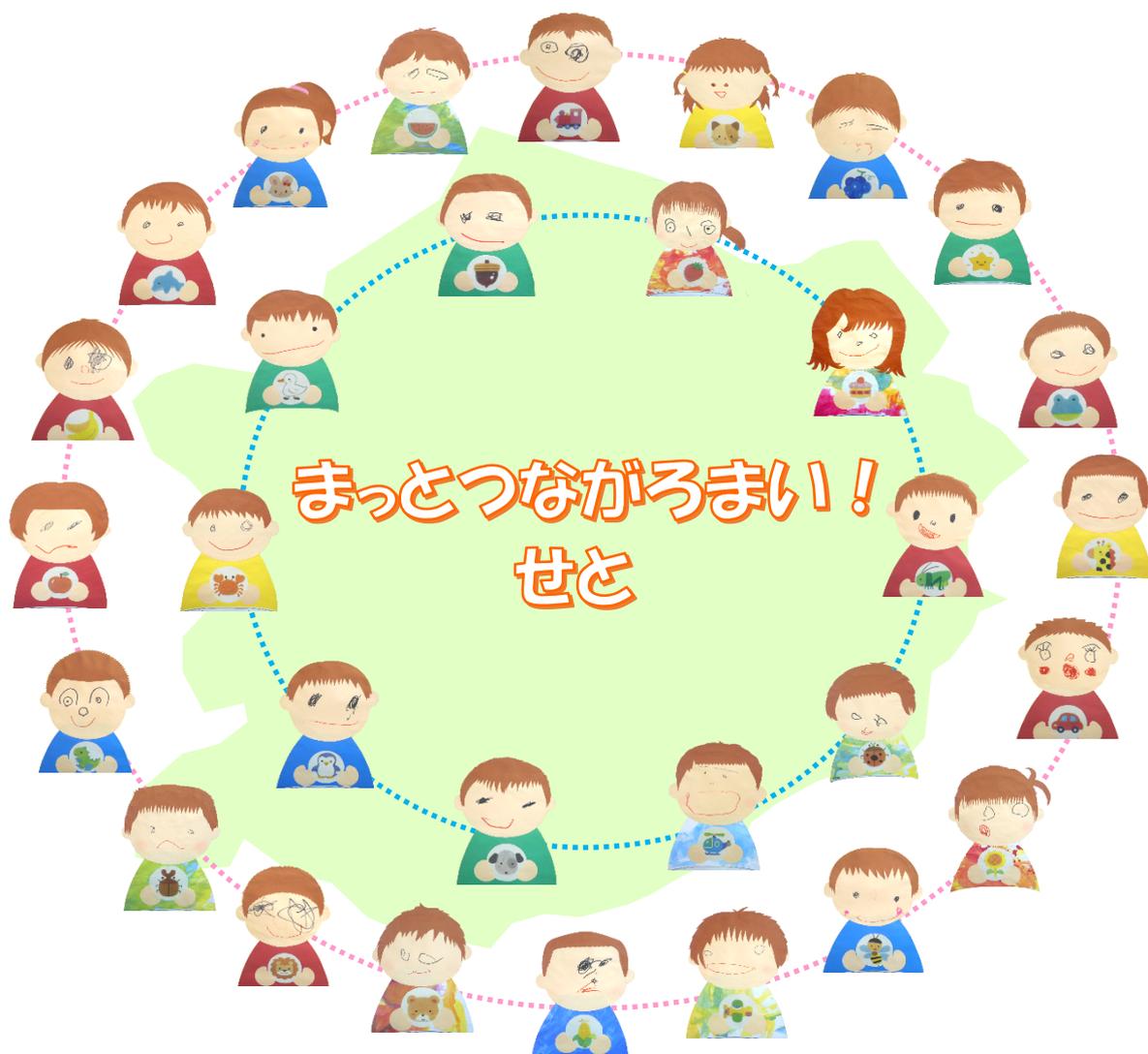


瀬戸市 障害者福祉基本計画（第6次）

瀬戸市障害者計画（第6期）

瀬戸市障害福祉計画（第5期）

瀬戸市障害児福祉計画（第1期）



平成30年（2018年）3月
瀬戸市

もくじ

第1章 本計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画の基本理念	5
2 計画の基本目標	6
第3章 障害者計画	7
1 障害者施策の体系	7
2 具体的施策	8
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	14
1 障害福祉サービス等の基本的視点	14
2 障害福祉サービス等の方針と目標	15
第5章 資料編	37
1 市の現況	37
2 雇用・就労の状況	42
3 アンケート調査結果	44
4 評価体制	74
5 障害者施策をめぐる近年の動向	75
6 瀬戸市障害者地域自立支援委員会	76

第1章 本計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年のわが国の障害者施策については、平成18年（2006年）12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に向け、国内法の整備をはじめとする障害者等に係る制度の改革が行われてきました。

障害者権利条約の締結が国会で承認され、国連に批准書を寄託したのは平成26年（2014年）1月、同年2月19日からわが国で効力が生じることとなりましたが、障害者権利条約が国連総会で採択されてからわが国が批准するまでの間に、障害者施策に関する多くの国内法が整備されました。

障害者権利条約の批准後も、平成28年（2016年）4月には、障害者権利条約の考え方を反映し、障害のある人もない人も分け隔てることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに、障害者の生活を支援する福祉サービスについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の一部改正が平成30年（2018年）4月から施行され、引き続き、障害があっても地域で安心して生活できる社会の実現を目指していくものです。

愛知県では「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸社会」の実現を基本理念とした「あいち健康福祉ビジョン2020」を平成28年（2016年）3月に策定し、障害者基本法に基づく障害者計画と位置付けて推進しています。

本市では、計画期間を3年毎に定めた「瀬戸市障害者福祉基本計画」を策定し、障害者を取り巻く環境や制度の変化に対応しながら、障害者施策を総合的・計画的に推進し、障害者福祉の向上を目指してきました。

平成30年（2018年）3月で計画期間が終了する「瀬戸市障害者福祉基本計画（第5次）」では、3つの基本目標を掲げて障害者施策・障害福祉サービスを推進してきました。3つの基本目標とは、「本人を中心とした一貫した支援体制の整備」、「自立に向けたチャレンジの支援」、「安心して生活できる環境の整備」です。

本計画は、「瀬戸市障害者福祉基本計画（第5次）」の計画期間の終了に伴い、国・県などの動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、引き続き3つの基本目標を継続しながら本市の障害者福祉施策を推進するため、「瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）」として策定するものです。



2 計画の位置づけ

1 計画の根拠法

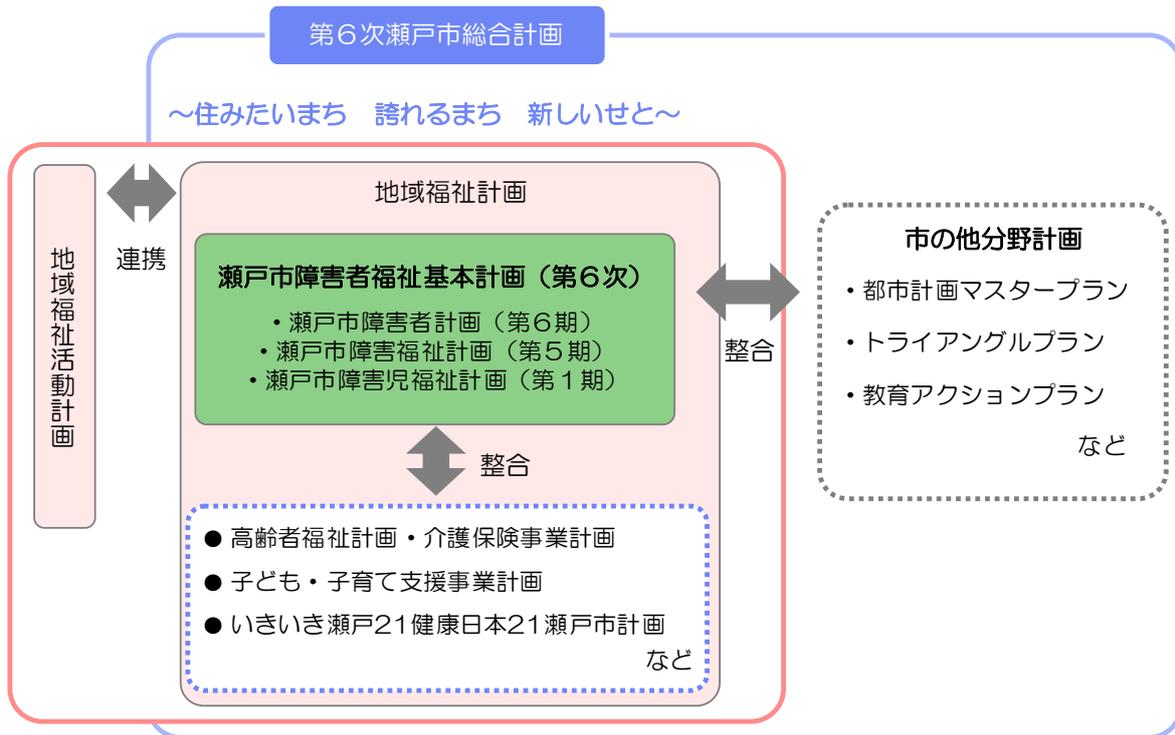
本計画は、障害者基本法で定める「障害者計画」、障害者総合支援法で定める「障害福祉計画」、児童福祉法で定める「障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
計画期間	6年	3年	3年
備考	策定義務 (平成19年度(2007年)～) [平成18年度(2006年)以前は努力規定]	策定義務 (平成18年度(2006年)～)	策定義務 (平成30年度(2018年)～)



2 関連計画

本計画は、「第6次瀬戸市総合計画」、「瀬戸市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、瀬戸市における障害者施策や障害福祉サービス、障害児支援の拡充の方向性を定めるものです。また、高齢福祉分野や子育て分野等、他の関連個別計画との整合性を保つ計画とします。



3 計画の期間

本計画は、平成30年度（2018年）を初年度とした計画です。「障害者計画」は平成35年度（2023年）までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は平成32年度（2020年）までの3年間を計画期間としています。

社会情勢や市民ニーズの変化に応じ、計画期間内でも必要に応じて改訂することがあります。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	
障害者計画	→						見直し
障害福祉計画	→			見直し	→		
障害児福祉計画	→			見直し	→		



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

まっとながろまい！せと

～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、

お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～

平成27年度（2015年）から平成29年度（2017年）までの「瀬戸市障害者福祉基本計画（第5次）」では、国の基本理念である「自立と共生の社会の実現～障害者が地域で暮らせる社会に～」を踏まえ、3つの基本指針（目標）として「本人を中心とした一貫した支援体制の整備」「自立に向けたチャレンジの支援」「安心して生活できる環境の整備」を定めました。

平成30年度（2018年）を初年度とする「瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）」では、本市の基本理念を「まっとながろまい！せと ～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～」と掲げ、第5次の計画から3つの基本目標を継承し、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援を重視した「具体的施策」を策定しました。

基本理念である「まっとながろまい」は、瀬戸市障害者地域自立支援協議会のメンバーを中心に、平成26年（2014年）2月に実施した1泊の合同研修会「さあ、みんなで考えよう！瀬戸市の福祉課題を解決するアイデア」をきっかけに生まれた言葉です。

当事者や家族、行政、支援機関、事業所、地域住民等が、まっとながり、お互いの意見や知恵を持ち寄って、瀬戸市にいる障害のある人・ない人に関わらず、すべての人が安心して生活できる社会の実現を目標としています。

「まっとながろまい」を合言葉に、瀬戸市の障害福祉の向上を目指します。

* 「まっとながり」：瀬戸地域において生活の場で使われる特徴的な方言。もっとという意味。



2 計画の基本目標

(1) 本人を中心とした一貫した支援体制の整備

乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期といった人生の各段階における生活習慣や環境変化に応じて、障害者等本人が地域で望む生活をするうえで必要とする支援が途切れることがないよう切れ目のないサービス体系と、その時々に関わりを持つ機関との連携を強化するとともに、分かりやすく理解しやすい相談支援体制を整えていきます。

(2) 自立に向けたチャレンジの支援

障害者等本人が望む生活スタイルを実現するため、働くことや、長期の入所・入院から地域生活への移行に伴う環境変化について、不安を軽減し、挑戦しやすくするための支援策を講じていきます。

(3) 安心して生活できる環境の整備

障害者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるよう、居住の場、日中活動の場の確保に向けて取り組みます。

また、障害者等が不当な処遇を受けることのないよう権利擁護の体制を整えるとともに、障害への理解が深まる啓発に取り組んでいきます。



第3章 障害者計画

1 障害者施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方針	具体的施策
<p>ま つ と つ な が ろ ま い ！ せ と お 互 い に 人 格 と 個 性 を 尊 重 し あ い な が ら 共 に 生 き る 社 会 の 実 現</p>	<p>本人を中心とした一貫した支援体制の整備</p>	<p>多種多様な機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化 関係機関との連携の強化
		<p>保健・医療の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害の早期発見等の取組み 障害者総合支援法等の適切な実施
		<p>療育・教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 療育支援体制の充実 教育支援体制の充実
	<p>自立に向けたチャレンジの支援</p>	<p>雇用・就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援体制の構築 障害者優先調達の推進
		<p>地域生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行支援体制の構築 地域での生活支援体制の充実
	<p>安心して生活できる環境の整備</p>	<p>生活しやすい環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーの推進 バリアフリーの推進 交流の場の整備 意思疎通支援の充実
			<p>権利擁護</p>
		<p>安全・安心な環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策等の推進 福祉避難所の充実 地域における支えあいの推進



2 具体的施策

基本目標1 本人を中心とした一貫した支援体制の整備



① 多種多様な機関との連携

【施策内容】

●相談支援体制の強化

多種多様な福祉課題に関する相談窓口として設置された、「福祉総合相談窓口」のさらなる支援体制の拡充に努めます。

また、障害分野に特化した「瀬戸市障がい者相談支援センター」の相談支援体制の強化と、基幹型への体制構築を図るとともに、市内の福祉事業所に対し、相談支援事業所開設の促進を行います。

●関係機関との連携の強化

瀬戸市障害者地域自立支援協議会を中心に「まっとうつながろまい」を合言葉に、関係機関の連携強化、人材確保・定着が図られるような取組みを行います。

また、専門的な知識を習得するための研修等を開催し、人材育成を支援します。



② 保健・医療の充実

【施策内容】

●障害の早期発見等の取組み

医療機関や教育・保育機関、子育て支援機関等、様々な関係機関との連携を強化し、障害の早期発見と早期療育の取組みを推進します。

●障害者総合支援法等の適切な実施

障害者総合支援法等に基づく自立支援医療費や補装具費の助成等、障害者の健康維持や生活支援のため、保健・医療制度の適切な実施に取り組みます。

③ 療育・教育の推進

【施策内容】

●療育支援体制の充実

障害のある子どもが社会的に自立できるよう、「巡回療育支援」や、「保育所等訪問支援」等の支援体制の充実を図ります。

●教育支援体制の充実

障害のある人・ない人に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズを理解し、本人の意思を尊重しながら、関係機関が連携できるような教育支援環境を整えます。また、子どもの進路選択を支援できる体制を構築します。



基本目標2 自立に向けたチャレンジの支援



① 雇用・就労支援

【施策内容】

●就労支援体制の構築

愛知労働局と雇用対策協定を結び、地域の雇用対策における課題を共有し双方が役割分担することで、雇用対策に関する施策を効率的に展開し、障害者雇用の促進を図ります。また、障害者就労支援事業所等と連携・協力し、市役所での業務を体験できる形態を創出します。

●障害者優先調達の推進

障害者就労支援事業所等に対して、物品の調達や役務の提供を優先的に発注するよう努めます。また、各障害者就労支援事業所等が連携・協力する「共同受注窓口（せとぶれんど）」の取組みを支援します。

② 地域生活支援

【施策内容】

●地域生活への移行支援体制の構築

障害者が施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、安心して地域で生活できるようサポートできる体制を構築します。また、地域生活の定着に向けた各種サービスの充実を図ります。

●地域での生活支援体制の充実

障害者の地域生活を支援するため、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活拠点等の整備を促進します。



基本目標3 安心して生活できる環境の整備

① 生活しやすい環境

【施策内容】

●心のバリアフリーの推進

障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いがお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向け、啓発活動を推進します。

また、教育、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、子どもから大人までを対象とした、人権や福祉の教育に取り組んでいきます。

●バリアフリーの推進

公共施設等が誰もが利用しやすいように、施設のバリアフリー化を推進します。また、視覚障害者等に対する点字や声の広報等をはじめ、誰もがわかりやすい情報の提供に努めます。

●交流の場の整備

障害のある人もない人も、地域で交流できる場（市役所庁舎内で自主製品等の販売を行う「せと福祉マルシェ」や、やすらぎ会館で行う「やすらぎ木曜市」）を提供します。また、障害者が地域のイベントに参加しやすいような環境を整えます。

●意思疎通支援の充実

手話通訳者等（手話通訳士、手話通訳者）や要約筆記者等（要約筆記者、要約筆記奉仕員）の派遣事業や手話通訳者等の市役所設置事業を充実するとともに、奉仕員（手話奉仕員、要約筆記奉仕員等）の養成・育成事業を行います。



② 権利擁護

【施策内容】

●障害者差別の解消

障害を理由とした差別を無くすため、職員、支援者、市民に対する研修を実施するとともに、広報やホームページ等で、障害への理解を深める周知・啓発を実施します。

●成年後見制度等の利用促進

物事を判断する能力が十分でない人が、安心して生活できるよう尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用促進を行います。また、判断能力が低下した人が、安心して生活できるよう社会福祉協議会が実施する日常生活支援事業の利用促進にも取り組みます。

●障害者虐待の防止

虐待の通報に対し、関係機関と連携して対応します。また、一時的に避難できる場の確保に努めます。

●権利擁護に関する会議の設置

瀬戸市障害者地域自立支援協議会を中心として権利擁護に関する会議を開催し、障害者差別、成年後見制度、障害者虐待等の案件に対し、関係機関の連携が円滑に行えるよう支援体制の構築に努めます。



③ 安全・安心な環境

【施策内容】

●防災対策等の推進

地域、関係機関が連携し、災害発生時の避難行動要支援者の把握に努め、支援体制の整備を行います。また、聴覚障害者等に対応した「eメール119番緊急通報システム」等の情報伝達体制の周知を図ります。

●福祉避難所の充実

障害者にも配慮した避難所の環境整備を図ります。また、福祉避難所の拡充に努めます。

●地域における支えあいの推進

障害者をはじめ、配慮が必要な人が周囲に理解や支援を求める「ヘルプカード」の導入や、地域で見守る「見守りネットワーク」の推進等、地域で支えあう環境づくりを進めます。



第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉サービス等の基本的視点

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、国では以下の5つの基本的理念と、4つの基本的な考え方を位置付けています。本計画においても、これらの理念、考え方を踏まえ、障害福祉サービス等の拡充を図ります。

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

2 障害福祉サービス等の方針と目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値の設定にあたっては、国が示した目標値（平成28年度（2016年）末時点の施設入所者の9%以上の人が地域生活に移行するとともに平成32年度（2020年）末の施設入所者数を平成28年度（2016年）末時点の施設入所者数から2%以上削減すること）を本市も準用し、図表1のとおり定め達成に向けた支援を実施します。

図表1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成28年度（2016年）末の施設入所者数	67人	平成29年（2017年）3月末実績
【目標値】 平成32年度（2020年）末における地域生活移行者数	7人 (10.4%)	平成28年度（2016年）末時点の施設入所者数の9%以上の人が地域生活へ移行
【目標値】 平成32年度（2020年）末の施設入所者数	65人 (2.9%減)	平成28年度（2016年）末時点の施設入所者数から2%以上削減



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度（2020 年）末までに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため瀬戸市障害者地域自立支援協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標と定めます。なお、県との調整の結果、精神病床における 1 年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は図表 2 のようになります。この基盤整備量を勘案してサービス等の見込を定めることとされています。

図表 2 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項目	数値	備考
地域移行に伴う基盤整備量 （65 歳以上利用者数）	13 人	平成 32 年度（2020 年）末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）
地域移行に伴う基盤整備量 （65 歳未満利用者数）	13 人	



(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化等に対応する、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。本市は、この地域生活支援拠点等の整備について、平成32年度（2020年）末までに1か所を市単独で設置することを目標と定めます。

図表 3 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等	1か所	平成32年度（2020年）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値の設定にあたっては、国の指針（福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度（2020年）中に一般就労に移行する者が、平成28年度（2016年）の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること）を本市も準用し、平成32年度中の一般就労移行者数を図表4のように定めます。

図表 4 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成28年度（2016年）中の一般就労移行者数	12人	平成28年度（2016年）、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度（2020年）中の一般就労移行者数	19人 (1.58倍)	平成28年度（2016年）の一般就労移行実績の1.5倍以上とする



また、就労移行支援事業に関する目標値設定についても、国の指針（就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度（2020 年）末における利用者数が平成 28 年度（2016 年）末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする）を本市も準用し、利用者数と事業所数及び就労移行率が 30%以上の事業所数を図表 5 のように定めます。

図表 5 就労移行支援事業の利用者数等

項目	数値	備考
平成 28 年度（2016 年）中の就労移行支援事業の利用者数	28 人	数値については平成 29 年（2017 年）3 月末時点
【目標値】 平成 32 年度（2020 年）中の就労移行支援事業の利用者数	34 人 (22%増)	平成 28 年度（2016 年）末における利用者数の 2 割以上増加
【目標値】 平成 32 年度（2020 年）末における就労移行支援事業所数	2 か所	—
【目標値】 平成 32 年度（2020 年）における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 か所	就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

さらに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値についても、国の指針（就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすること）を本市も準用し、目標値と定めます。

図表 6 一般就労への職場定着率

項目	数値	備考
【目標値】 就労定着支援による職場定着率（平成 31 年度（2019 年）末）	80%	1 年後の職場定着率の目標値を 8 割以上とする
【目標値】 就労定着支援による職場定着率（平成 32 年度（2020 年）末）	80%	



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児福祉計画

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障害のある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園などの障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。本市では既に児童発達支援センターとして「のぞみ学園」が設置されており、機能・組織強化を図ります。

図表 7 児童発達支援センターの整備

項目	数値	備考
【目標値】 児童発達支援センター	1 か所	平成 32 年度（2020 年）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備



② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

平成 32 年度（2020 年）末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた調整が必要とされています。

本市では既に「のぞみ学園」において保育所等訪問支援が実施されており、その内容充実に努めます。

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度（2020 年）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とします。市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度（2018 年）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。



(6) 自立支援給付の見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。また、各サービスの質の向上に資する情報提供等の支援を充実します。

① 訪問系サービス

訪問系サービスでは、障害者が在宅での生活を継続していくことができるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■ サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。



■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
居宅介護	人	135	139	141	144
	時間	1,696	1,783	1,875	1,972
重度訪問介護	人	3	4	5	5
	時間	373	571	603	603
行動援護	人	19	22	24	26
	時間	205	229	246	264
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
同行援護	人	21	22	23	24
	時間	212	232	255	280

■ 市内事業所見込数

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
訪問系サービス	事業所	83	76	76	76

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込み量を提供できる体制を確保します。



② 日中活動系サービス

平成30年度（2018年）の障害者総合支援法の一部改正で、日中活動系サービスの一つとして、就労定着支援が創設されます。

日中活動系サービスについては、障害者の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■ サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、在宅の障害者が施設に短期間入所し、その際に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者・精神障害者に対して、事業所または居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	年齢や心身の状態等により引き続き働くことが困難となった人や就労移行支援によっても一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。



■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
療養介護	人	4	4	4	4
生活介護	人	233	236	238	240
	人日	4,416	4,652	4,786	4,924
短期入所(福祉型)	人	53	55	57	60
	人日	136	154	158	163
短期入所(医療型)	人	12	12	12	12
	人日	13	28	28	28
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2	2
	人日	9	10	11	12
自立訓練(生活訓練)	人	9	15	18	21
	人日	28	100	120	140
就労移行支援	人	22	27	31	33
	人日	401	609	710	811
就労継続支援(A型)	人	107	133	146	159
	人日	1,648	2,428	2,855	3,282
就労継続支援(B型)	人	124	149	160	173
	人日	1,962	2,414	2,614	2,832
就労定着支援	人		4	4	4



■ 市内事業所見込数

サービス名		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
療養介護	か所	0	0	0	0
生活介護	か所	8	8	9	9
短期入所（福祉型）	か所	5	5	5	5
短期入所（医療型）	か所	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	か所	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	か所	1	1	1	1
就労移行支援	か所	2	2	2	2
就労継続支援（A型）	か所	3	3	3	3
就労継続支援（B型）	か所	8	8	8	8
就労定着支援	か所		2	2	2

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域移行への促進や障害児通所支援からの移行に伴う、新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障害者が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた就労生活の支援を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。



③ 居住系サービス

平成30年度（2018年）の障害者総合支援法の一部改正で、居住系サービスの一つとして、自立生活援助が創設されます。

グループホーム等は、障害者の家族の高齢化により、親亡き後に備えるためにも重要な社会資源であり、さらなる整備が必要です。

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設等やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
共同生活援助 (グループホーム)	人	94	120	136	152
施設入所支援	人	71	66	65	65
自立生活援助	人		0	1	1

■市内事業所見込数

サービス名		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
共同生活援助 (グループホーム)	か所	6	6	8	8
施設入所支援	か所	1	1	1	1
自立生活援助	か所		1	1	1



■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域、関係機関が連携して障害者が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- 障害に応じたグループホーム等、障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源の整備を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。



④ 相談支援

障害や生活の状態にあった適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援の充実が必要です。また、地域移行や地域定着など、地域生活を支える支援体制の充実を目指します。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画相談支援	人	42	42	43	44
地域移行支援	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1

■市内事業所見込数

サービス名		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画相談支援	か所	6	6	6	6
地域移行支援	か所	1	1	1	1
地域定着支援	か所	1	1	1	1



■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 瀬戸市障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制を確立し、相談支援事業所や関係機関との連携を強化することで、障害者の相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを行います。



(7) 児童福祉法による給付の見込量

障害児福祉計画

障害児支援(児童福祉法に基づくサービス)

障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスの適切な実施を目指します。

平成30年度(2018年)の児童福祉法一部改正により、居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されます。今後、新たなサービスの提供に向けた体制を調整していきます。

また、医療的なケアが必要な障害児に対する保健、医療、福祉、教育等の連携を促すコーディネーターの配置を目指します。

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して、発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに見直しを行います。

■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
児童発達支援	人	61	67	73	79
	人日	774	948	1,069	1,190
放課後等デイサービス	人	184	235	262	289
	人日	1,902	2,793	3,236	3,678
保育所等訪問支援	人	0	1	1	1
	人日	0	2	2	2
医療型児童発達支援	人	1	1	1	1
	人日	7	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人		1	1	1
	人日		10	10	10
障害児相談支援	人	9	11	12	13

■ 市内事業所見込数

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
児童発達支援	か所	3	4	4	4
放課後等デイサービス	か所	11	13	13	13
保育所等訪問支援	か所	1	1	1	1
医療型児童発達支援	か所	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	か所		0	0	0
障害児相談支援	か所	3	3	3	3



■数値目標

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人		1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障害児の療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取組みを進めます。
- 障害児通所支援から障害福祉サービスへ円滑に移行できるよう、サービス提供体制を整えます。

子ども・子育て支援

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日付で、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」が国の基本指針として通知されました。その中で保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

本市では、こども家庭課が策定している「瀬戸市子ども・子育て支援事業計画」の中でこれらの数値目標を設定しているため、本計画においては目標を設定しておりません。



(8) 地域生活支援事業の見込量

障害者が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

① 必須事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。



■数値目標

(単位：年間あたり)

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	有	有
相談支援事業	相談支援事業（事業所数）	か所	1	1	1
	基幹相談支援センター	有無	無	無	有
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	7	13	17	21
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有
意思疎 通支援 事業	手話通訳者派遣事業	件	47	47	47
	要約筆記者派遣事業	件	12	13	14
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1
日常生 活用具 給付等 事業	介護・訓練支援用具	件	16	19	22
	自立生活支援用具	件	18	18	18
	在宅療養等支援用具	件	50	60	70
	情報・意思疎通支援用具	件	17	40	48
	排せつ管理支援用具	件	1,589	1,629	1,647
	居宅生活動作補助用具(住 宅改修費)	件	3	4	5
手話奉仕員養成研修事業	人	21	20	22	24
移動支援事業	人	71	82	88	94
	時間	6,063	6,447	6,569	6,693
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3	3
	人	79	80	82	84
	人日	13,932	14,160	14,514	14,868



② 任意事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害者を一時的に預かり、身体介護等の見守りを保護者代わりに行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持等を図り、健康増進と、家族の介護の軽減を図ることを目的とします。
レクリエーション活動等支援事業	大会を通じて、障害者の体力増進と交流の機会を提供します。
社会参加促進事業	障害者の地域社会との接点を持つ機会を増やすことにより、障害者の社会参加を促すとともに、障害の理解促進を行います。
点字・声の広報等発行事業	点訳・音訳等わかりやすい方法で、市の広報等、視覚障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が就労等のために、道路交通法に定める普通自動車免許の取得をした場合に、必要な経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体障害者が就労等のために、自ら所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。



■ 数値目標

(単位：年間あたり)

サービス名		平成 28 年度 (2016)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
日中一時支援事業	か所	3	3	3	3
	人	87	90	93	96
	人日	12,693	13,131	13,569	14,006
訪問入浴サービス事業	人	16	21	25	29
	人日	848	1,272	1,498	1,765
レクリエーション活動等 支援事業	回	1	1	1	1
社会参加促進事業	団体	2	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	回 発行 回数	24	24	24	24
自動車運転免許取得助成 事業	件	1	1	2	2
自動車改造助成事業	件	10	14	15	16

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 尾張東部成年後見センターを中心に、成年後見制度の普及に取り組みます。
- 意思疎通支援等ボランティアの育成を図り、ボランティアの活躍の場を提供します。
- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。また、ニーズに合った見込量の確保のため、瀬戸市障害者地域自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。



第5章 資料編

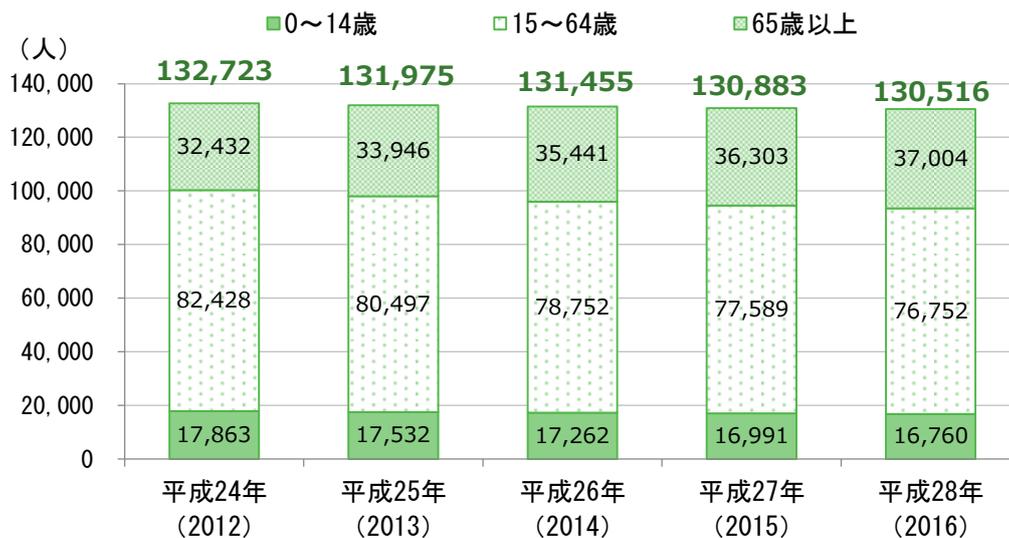
1 市の現況

(1) 人口

① 年齢3区分別人口

平成28年(2016年)の総人口は130,516人で、平成24年(2012年)から2,207人減となっています。年齢3区分別人口をみると、0～14歳が16,760人、15～64歳が76,752人、65歳以上が37,004人となっています。65歳以上が増加傾向にある一方で、0～14歳および15～64歳では減少傾向がみられます。

■ 年齢3区分別人口¹



¹ 「瀬戸市統計書(平成29年刊)」(各年10月1日時点)

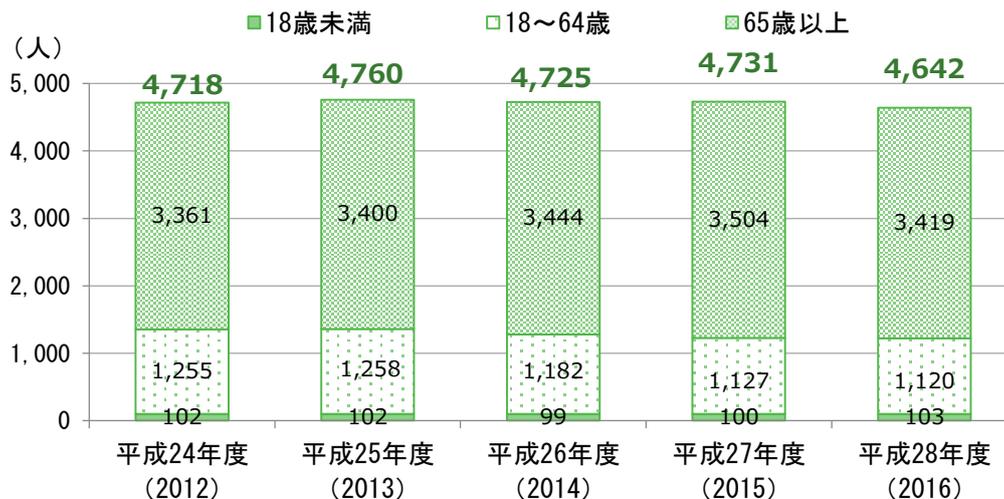


(2) 身体障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

平成28年度(2016年)の身体障害者手帳所持者は4,642人、平成24年度(2012年)から76人減となっています。年齢別でみると、18歳未満が103人、18～64歳が1,120人、65歳以上が3,419人となっています。

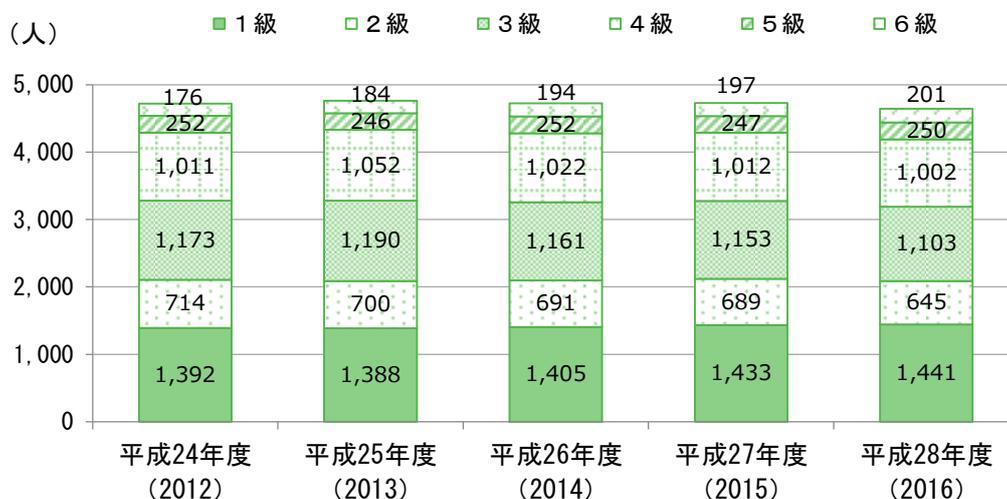
■ 身体障害者手帳所持者数²



② 等級別身体障害者手帳所持者数

平成28年度(2016年)の等級別身体障害者手帳所持者は、1級が1,441人、2級が645人、3級が1,103人、4級が1,002人、5級が250人、6級が201人となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数³



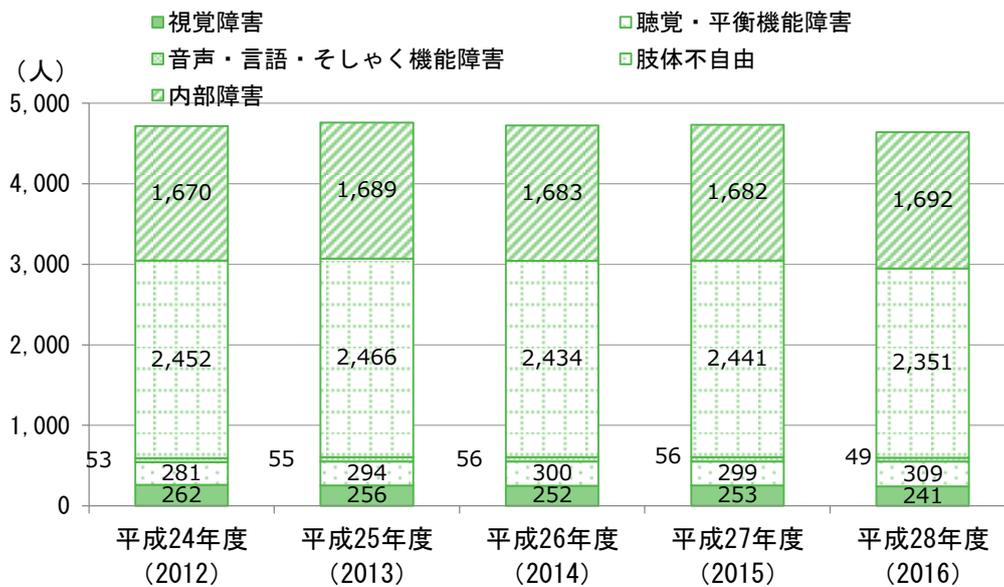
² 瀬戸市 (各年度3月31日現在)

³ 瀬戸市 (各年度3月31日現在)

③種類別身体障害者手帳所持者数

平成 28 年度（2016 年）の種類別身体障害者手帳所持者は、視覚障害が 241 人、聴覚・平衡機能障害が 309 人、音声・言語・そしゃく機能障害が 49 人、肢体不自由が 2,351 人、内部障害が 1,692 人となっています。

■種類別身体障害者手帳所持者数⁴



⁴ 瀬戸市（各年度 3 月 31 日現在）

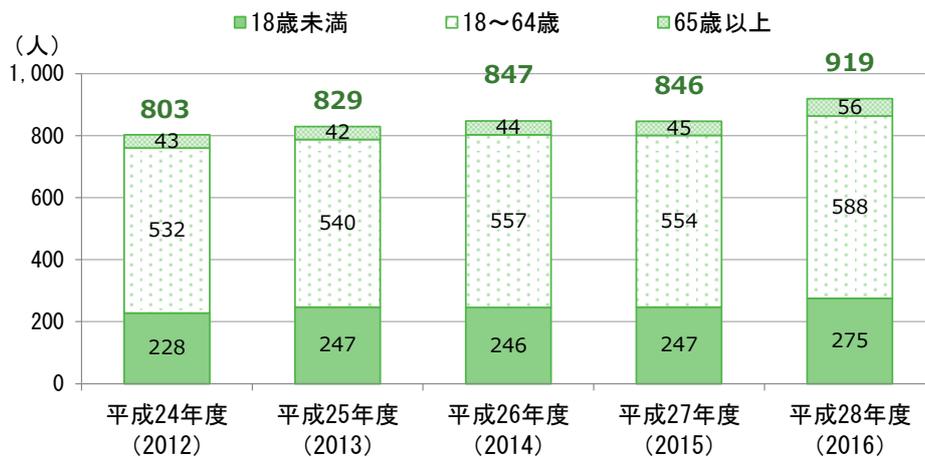


(3) 知的障害者の状況

①療育手帳所持者数

平成28年度(2016年)の療育手帳所持者は919人で、平成24年度(2012年)から116人増となっています。年齢別でみると、18歳未満が275人、18～64歳が588人、65歳以上が56人となっています。

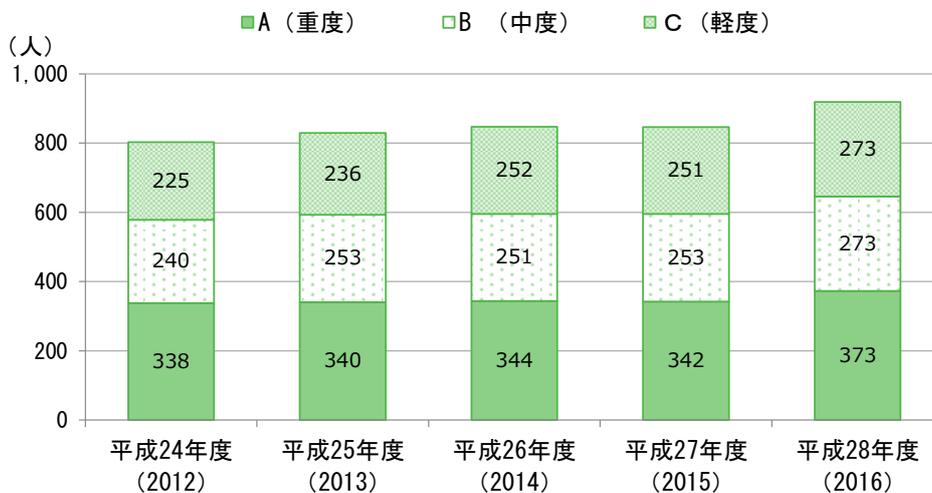
■療育手帳所持者数⁵



②等級別療育手帳所持者数

平成28年度(2016年)の等級別療育手帳所持者は、A(重度)が373人、B(中度)が273人、C(軽度)が273人となっています。

■等級別療育手帳所持者数⁶



⁵ 瀬戸市 (各年度3月31日現在)

⁶ 瀬戸市 (各年度3月31日現在)

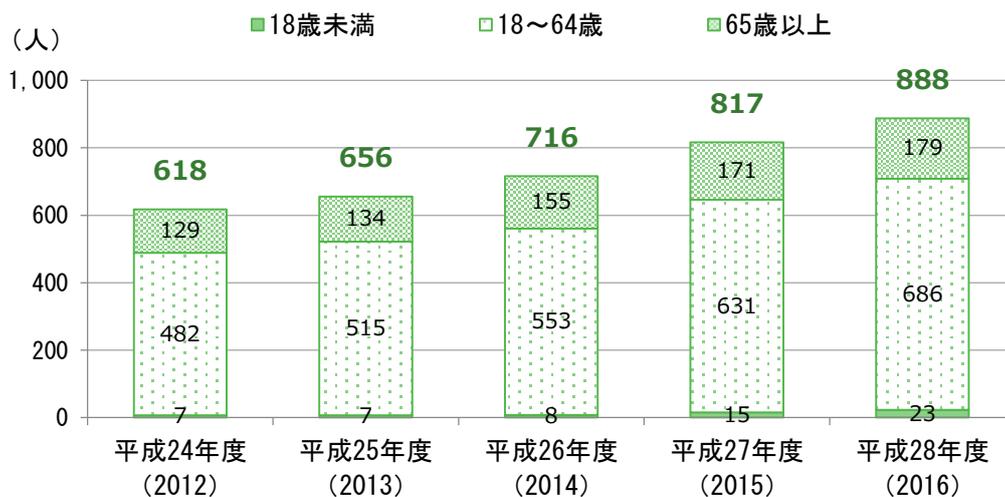


(4) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成28年度(2016年)の精神障害者保健福祉手帳所持者は888人で、平成24年度(2012年)から270人増となっています。年齢別で見ると、18歳未満が23人、18～64歳が686人、65歳以上が179人となっています。

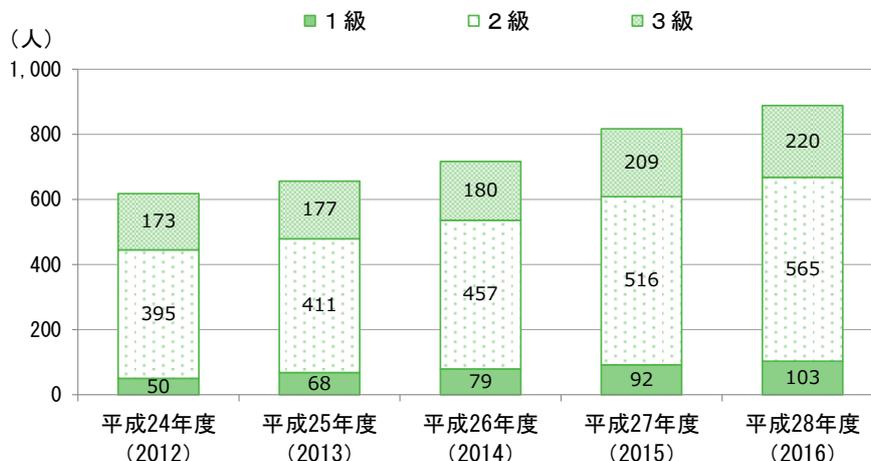
■精神障害者保健福祉手帳所持者⁷



②等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成28年度(2016年)の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が103人、2級が565人、3級が220人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数⁸



⁷ 瀬戸市 (各年度3月31日現在)

⁸ 瀬戸市 (各年度3月31日現在)



2 雇用・就労の状況

(1) 民間企業の雇用状況

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般の民間企業は 2.0%、特殊法人や国及び地方公共団体は 2.3%の障害者の雇用が義務づけられています。瀬戸公共職業安定所管内の平成 29 年（2017 年）6 月現在の雇用障害者数は 312 人、実雇用率は 1.82%です。管内の障害者の法定雇用率達成企業は、対象企業の 57.4%です。

■ 障害者雇用の推移

（対象企業は瀬戸公共職業安定所管内（瀬戸市、尾張旭市）に本社があり、常用労働者を 50 人以上雇用している企業）⁹

区分	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
企業数(社)	92	92	94
うち法定雇用率達成企業数(社)	58	58	54
法定雇用率達成企業の割合(%)	63.0	63.0	57.4
基礎労働者数(人)	16,770	16,721	17,153
うち障害者数(人)	282.5	300.0	312.0
実雇用率(%)	1.68	1.79	1.82

※ 重度障害者は 2 人、重度障害者である短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）は 1 人、精神障害者である短時間労働者は 0.5 人とカウント。平成 23 年度（2011 年）から身体障害者及び知的障害者である短時間労働者も 0.5 人とカウント。

⁹ 瀬戸公共職業安定所（各年度 6 月 1 日現在）

(2) 公共職業安定所の登録等の状況

公共職業安定所は、就職を希望する障害者等について、求職の登録を行い、技能、適性、就職希望に基づき就職あっせんを行います。瀬戸公共職業安定所管内の登録等の状況は以下のとおりです。

■瀬戸公共職業安定所に登録している障害者の状況¹⁰

区分	平成27年度 (2015)			平成28年度 (2016)			平成29年11月末 (2017)		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込者数(人)	85	68	157	108	43	139	64	36	106
就職件数(人)	58	33	110	45	26	78	35	18	72
新規登録者数(人)	37	18	74	48	18	60	24	22	55
登録者	有効求職者(人)	123	84	286	177	70	194	69	212
	就職中の者(人)	388	338	249	386	357	392	378	314
	保留中の者(人)	144	70	28	142	69	10	65	12

■障害部位別、瀬戸公共職業安定所に登録している障害者の状況¹¹

区分	障害別	登録者数		有効求職者数		就職中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
		第一種登録者	視覚	49	2.83	12	2.54	28	2.70
聴覚・言語等	87		5.03	15	3.17	61	5.88	11	4.98
上肢	120		6.93	27	5.71	65	6.27	28	12.67
下肢	171		9.88	46	9.73	90	8.68	35	15.84
体幹	74		4.27	23	4.86	37	3.57	14	6.33
脳病変	13		0.75	1	0.21	8	0.77	4	1.81
内部疾患	191		11.03	53	11.21	97	9.35	41	18.55
小計	705			177		386		142	
第二種登録者	知的障害	496	28.65	70	14.80	357	34.43	69	31.22
	精神疾患	481	27.79	197	41.65	274	26.42	10	4.52
	その他	49	2.83	29	6.13	20	1.93	0	0.00
	小計	1,026		296		651		79	
合計	1,731		473		1,037		221		

¹⁰瀬戸公共職業安定所、登録者は各年度3月31日現在。平成29年度(2017年)は、平成29年(2017年)11月30日現在

¹¹瀬戸公共職業安定所(平成26年(2015年)3月31日現在)



3 アンケート調査結果

平成 29 年（2017 年）7 月から 8 月にかけて、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケート調査を実施しました。

アンケート調査は「障害者」「障害児」と分けて実施しています。

	障害者	障害児
調査対象	身体・知的・精神障害のある人	18 歳未満の身体・知的・精神障害のある人及び児童福祉法に基づくサービスを利用している人
有効配布数	1,500 件	360 件
回収数	807 件	195 件
回収率	53.8%	54.2%
調査地域	瀬戸市全域	
標本抽出方法	住民基本台帳等による無作為抽出	
調査期間	平成 29 年（2017 年）7 月～8 月	
調査方法	郵送配布、郵送回収	



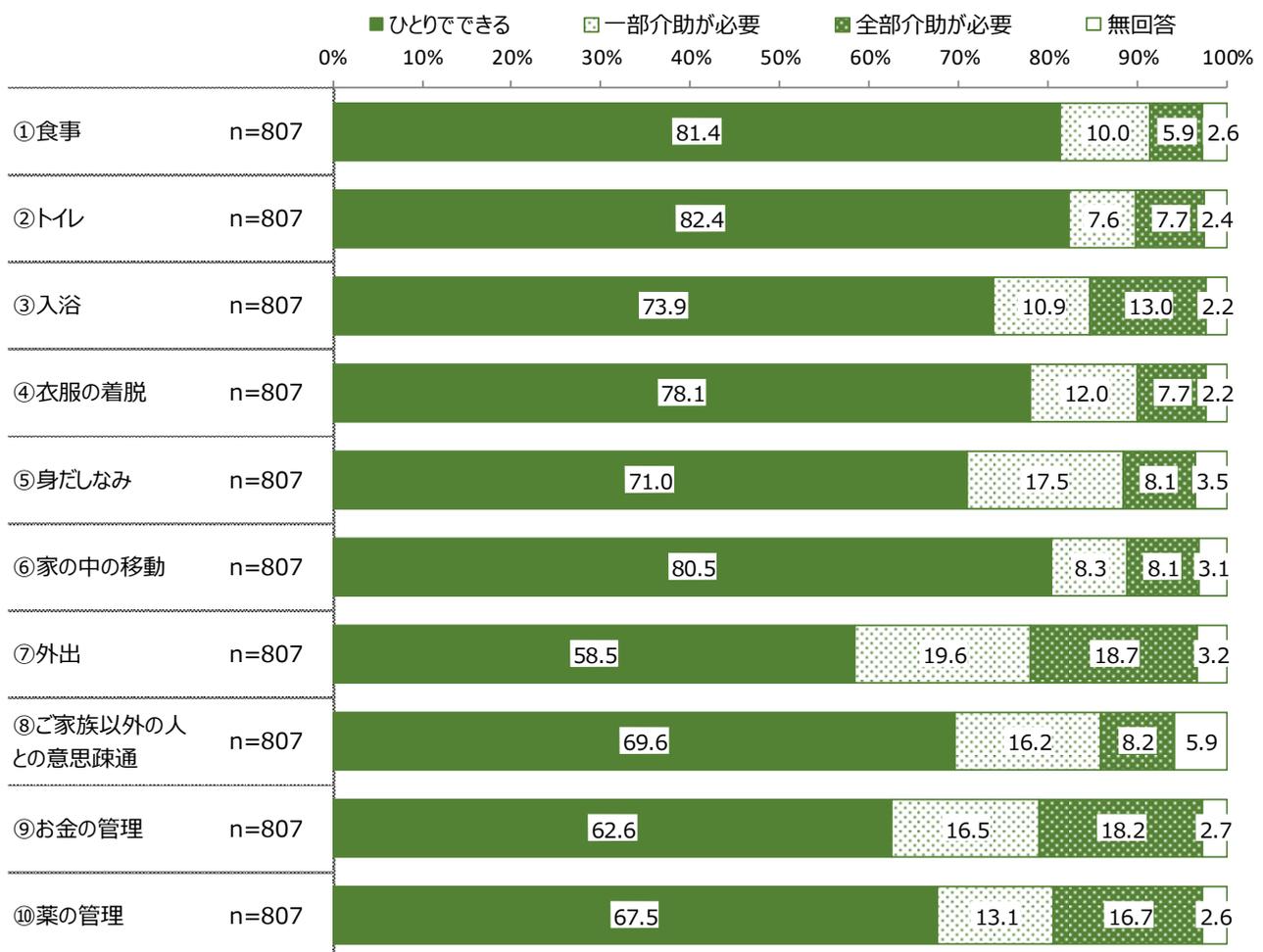
※グラフ・表中の「n」はアンケートの回収数を示しています。

(1) 障害のある人の状況について

①日常生活における介助(障害者)

日常生活でできることについて、「食事」や「トイレ」、「家の中の移動」は「ひとりでできる」がいずれも8割を超えています。一方、「外出」は「ひとりでできる」と回答した割合が少なく、58.5%となっています。

■日常生活における介助（障害者）



■日常生活における介助（障害者）【障害別】

	全体(人)	①食事			無回答
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	
全体	807	81.4	10.0	5.9	2.6
身体障害	545	84.4	7.9	5.3	2.4
知的障害	49	81.6	16.3	2.0	-
精神障害	84	82.1	15.5	1.2	1.2
重複障害	95	66.3	13.7	16.8	3.2

	全体(人)	②トイレ			無回答
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	
全体	807	82.4	7.6	7.7	2.4
身体障害	545	84.0	7.0	7.0	2.0
知的障害	49	79.6	18.4	2.0	-
精神障害	84	92.9	6.0	-	1.2
重複障害	95	68.4	7.4	21.1	3.2

	全体(人)	③入浴			無回答
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	
全体	807	73.9	10.9	13.0	2.2
身体障害	545	75.4	9.5	13.4	1.7
知的障害	49	65.3	22.4	10.2	2.0
精神障害	84	86.9	11.9	-	1.2
重複障害	95	57.9	14.7	24.2	3.2



	全 体(人)	④衣服の着脱			
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	807	78.1	12.0	7.7	2.2
身体障害	545	79.6	11.7	7.3	1.3
知的障害	49	83.7	12.2	2.0	2.0
精神障害	84	86.9	11.9	-	1.2
重複障害	95	62.1	12.6	21.1	4.2

	全 体(人)	⑤身だしなみ			
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	807	71.0	17.5	8.1	3.5
身体障害	545	76.5	13.9	6.4	3.1
知的障害	49	46.9	40.8	10.2	2.0
精神障害	84	76.2	20.2	1.2	2.4
重複障害	95	48.4	24.2	24.2	3.2

	全 体(人)	⑥家の中の移動			
		ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
全 体	807	80.5	8.3	8.1	3.1
身体障害	545	80.7	8.8	7.9	2.6
知的障害	49	91.8	6.1	2.0	-
精神障害	84	90.5	8.3	-	1.2
重複障害	95	68.4	7.4	18.9	5.3



	全 体(人)	⑦外出			
		ひとりでき る	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回答
全 体	807	58.5	19.6	18.7	3.2
身体障害	545	63.9	15.4	18.2	2.6
知的障害	49	44.9	32.7	20.4	2.0
精神障害	84	56.0	35.7	7.1	1.2
重複障害	95	38.9	21.1	33.7	6.3

	全 体(人)	⑧ご家族以外の人との意思疎通			
		ひとりでき る	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回答
全 体	807	69.6	16.2	8.2	5.9
身体障害	545	77.6	11.2	5.5	5.7
知的障害	49	44.9	34.7	20.4	-
精神障害	84	66.7	25.0	6.0	2.4
重複障害	95	42.1	28.4	21.1	8.4

	全 体(人)	⑨お金の管理			
		ひとりでき る	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回答
全 体	807	62.6	16.5	18.2	2.7
身体障害	545	74.1	10.1	13.4	2.4
知的障害	49	22.4	34.7	42.9	-
精神障害	84	44.0	35.7	19.0	1.2
重複障害	95	32.6	27.4	35.8	4.2



	全 体(人)	⑩薬の管理			
		ひとりでき る	一部介助が 必要	全部介助が 必要	無回答
全 体	807	67.5	13.1	16.7	2.6
身体障害	545	75.2	8.8	13.8	2.2
知的障害	49	34.7	30.6	34.7	-
精神障害	84	65.5	22.6	10.7	1.2
重複障害	95	44.2	18.9	32.6	4.2



(2) 住まいや暮らしについて

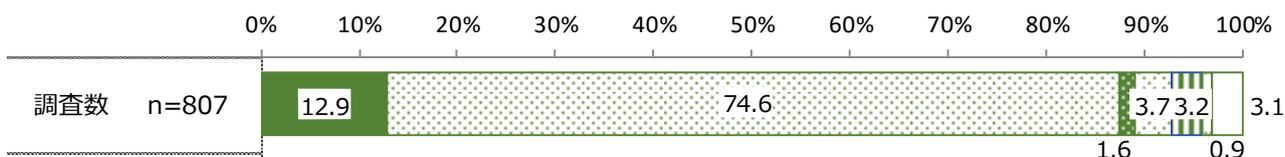
①現在の暮らし・一緒に暮らしている人(障害者)

現在どのように暮らしているかについては、「ご家族と暮らしている」人が74.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が12.9%となっています。

また、「ご家族と暮らしている」人が一緒に暮らしているのは、「配偶者」が63.6%で最も多く、次いで「子ども・孫」が38.4%、「父母」が22.6%となっています。

■現在の暮らし（障害者）

- 一人で暮らしている
- ご家族と暮らしている
- グループホームで暮らしている
- 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
- 病院に入院している
- その他
- 無回答

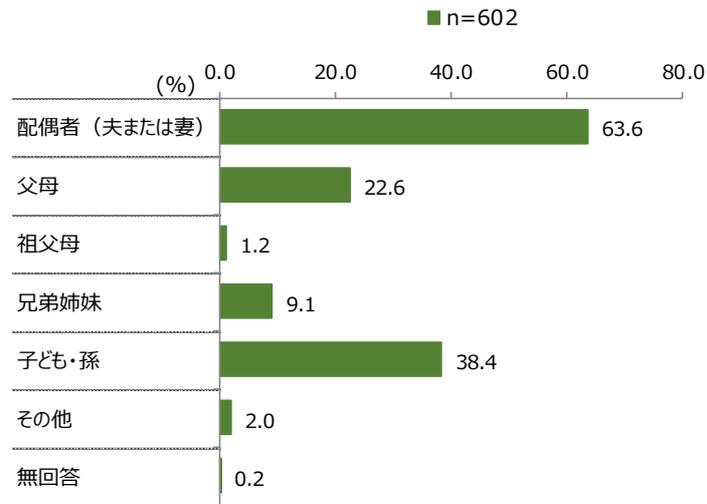


■現在の暮らし（障害者）【障害別】

	全体(人)	あなたは現在どのように暮らしていますか。						
		一人で暮らし ている	ご家族と暮らし している	グループホーム で暮らし ている	福祉施設(障 害者支援施 設、高齢者 支援施設)で 暮らし ている	病院に入院 している	その他	無回答
全体	807	12.9	74.6	1.6	3.7	3.2	0.9	3.1
身体障害	545	15.2	75.2	0.4	2.6	2.8	0.7	3.1
知的障害	49	2.0	79.6	8.2	10.2	-	-	-
精神障害	84	6.0	85.7	-	1.2	6.0	1.2	-
重複障害	95	8.4	65.3	6.3	8.4	6.3	2.1	3.2



■ 現在一緒に暮らしている人（障害者）



■ 現在一緒に暮らしている人（障害者）【障害別】

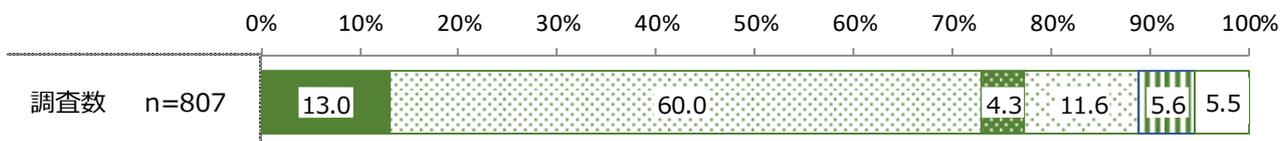
	全体(人)	現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。						
		配偶者（夫または妻）	父母	祖父母	兄弟姉妹	子ども・孫	その他	無回答
全体	602	63.6	22.6	1.2	9.1	38.4	2.0	0.2
身体障害	410	78.5	6.3	-	2.7	45.9	1.0	-
知的障害	39	7.7	79.5	5.1	48.7	-	7.7	-
精神障害	72	29.2	63.9	4.2	22.2	25.0	2.8	-
重複障害	62	33.9	50.0	3.2	14.5	24.2	4.8	1.6

② 将来したい生活（障害者）

将来どのように生活したいかについて、「ご家族と暮らしたい」と回答した割合が最も多く 60.0%となっています。

■ 将来したい生活（障害者）

- 一人で暮らしたい
- ご家族と暮らしたい
- グループホームで暮らしたい
- 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
- その他
- 無回答



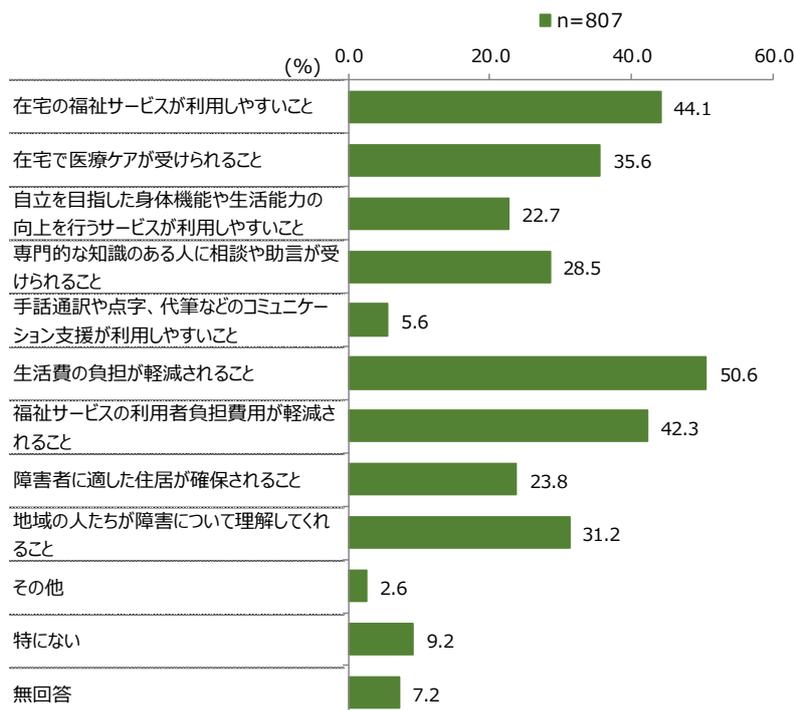
■将来したい生活（障害者）【障害別】

	全 体(人)	あなたは将来どのように生活したいと思いますか。					
		一人で暮らし たい	ご家族と暮ら したい	グループホーム で暮らした い	福祉施設(障 害者支援施 設、高齢者 支援施設)で 暮らしたい	その他	無回答
全 体	807	13.0	60.0	4.3	11.6	5.6	5.5
身体障害	545	12.7	65.1	1.5	10.8	5.5	4.4
知的障害	49	10.2	38.8	26.5	14.3	8.2	2.0
精神障害	84	15.5	69.0	-	3.6	8.3	3.6
重複障害	95	12.6	38.9	13.7	23.2	4.2	7.4

③地域で生活するために必要なこと(障害者)

地域で生活するために必要なことについては、「生活費の負担が軽減されること」と回答した割合が 50.6%で最も多くなっています。次いで、「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」が 44.1%、「福祉サービスの利用者負担費用が軽減されること」が 42.3%となっています。

■地域で生活するために必要なこと（障害者）



■地域で生活するために必要なこと（障害者）【障害別】

	全体(人)	地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。					
		在宅の福祉サービスが利用しやすいこと	在宅で医療ケアが受けられること	自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと	専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること	手話通訳や点字、代筆などのコミュニケーション支援が利用しやすいこと	生活費の負担が軽減されること
全体	807	44.1	35.6	22.7	28.5	5.6	50.6
身体障害	545	49.2	39.3	23.1	26.2	5.5	48.6
知的障害	49	36.7	24.5	20.4	38.8	10.2	65.3
精神障害	84	29.8	23.8	23.8	36.9	4.8	60.7
重複障害	95	32.6	30.5	25.3	32.6	5.3	49.5

	全体(人)	地域で生活するために必要なこと（障害者）【障害別】					
		福祉サービスの利用者負担費用が軽減されること	障害者に適した住居が確保されること	地域の人たちが障害について理解してくれること	その他	特にない	無回答
全体	807	42.3	23.8	31.2	2.6	9.2	7.2
身体障害	545	44.6	20.4	24.4	2.2	9.0	6.6
知的障害	49	49.0	51.0	69.4	8.2	12.2	2.0
精神障害	84	33.3	32.1	56.0	2.4	6.0	3.6
重複障害	95	37.9	28.4	37.9	3.2	11.6	9.5



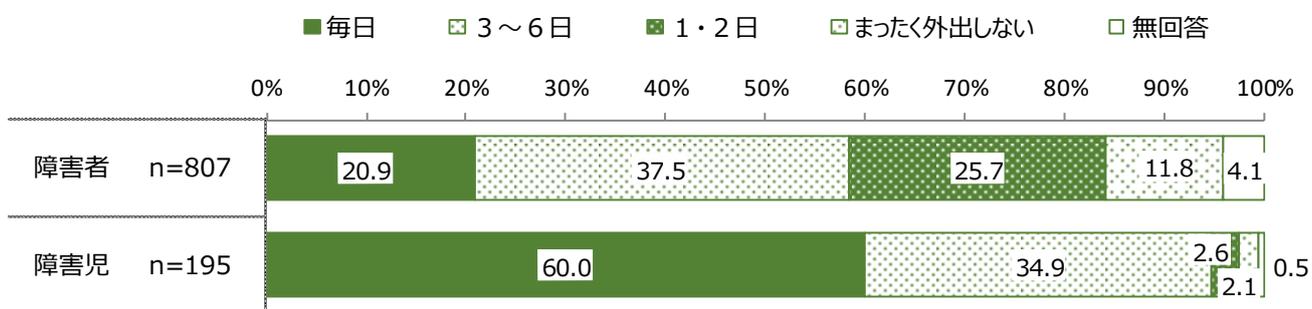
(3) 日中活動や就労について

① 1週間に外出する日数(障害者・障害児)

障害者では、「3～6日」が最も多く 37.5%、次いで「毎日」が 20.9%となっています。また、「まったく外出しない」が 11.8%となっています。

障害児では、「毎日」が最も多く 60.0%、次いで「3～6日」が 34.9%となっています。

■ 1週間に外出する日数 (障害者・障害児)



■ 1週間に外出する日数 (障害者) 【障害別】

	全体(人)	あなたは、1週間にどの程度外出しますか。				
		毎日	3～6日	1・2日	まったく外出しない	無回答
全体	807	20.9	37.5	25.7	11.8	4.1
身体障害	545	20.9	35.4	29.5	11.0	3.1
知的障害	49	36.7	40.8	6.1	10.2	6.1
精神障害	84	17.9	46.4	22.6	11.9	1.2
重複障害	95	17.9	42.1	17.9	15.8	6.3



■ 1週間に外出する日数（障害児）【障害別】

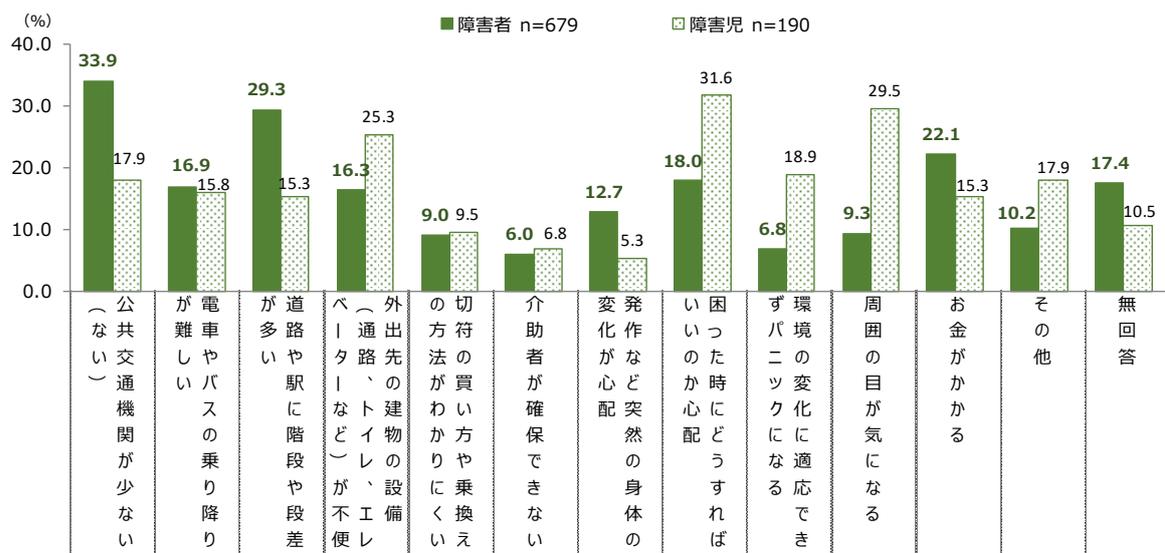
	全体(人)	お子さんは、1週間にどの程度外出しますか。				
		毎日	3～6日	1・2日	まったく外出しない	無回答
全体	195	60.0	34.9	2.6	2.1	0.5
身体障害	25	72.0	24.0	4.0	-	-
知的障害	106	61.3	34.9	1.9	0.9	0.9
精神障害	4	75.0	25.0	-	-	-
重複障害	37	35.1	54.1	2.7	8.1	-
障害者手帳未所持	20	75.0	20.0	5.0	-	-

②外出時に困ること(障害者・障害児)

障害者では、「公共交通機関が少ない(ない)」が33.9%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」(29.3%)となっています。

障害児では、「困った時にどうすればいいのか心配」が31.6%で最も多く、次いで「周囲の目が気になる」(29.5%)となっています。

■ 外出時に困ること（障害者・障害児）



■外出時に困ること（障害者）【障害別】

	全 体(人)	外出する時に困ることは何ですか。						
		公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが難しい	道路や駅に階段や段差が多い	外出先の建物の設備(通路、トイレ、エレベーターなど)が不便	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	介助者が確保できない	発作など突然の身体の変化が心配
全 体	679	33.9	16.9	29.3	16.3	9.0	6.0	12.7
身体障害	468	34.8	18.6	35.3	19.7	6.6	5.3	10.7
知的障害	41	26.8	7.3	12.2	4.9	22.0	7.3	7.3
精神障害	73	32.9	11.0	4.1	6.8	6.8	5.5	24.7
重複障害	74	35.1	18.9	29.7	12.2	13.5	12.2	20.3

	全 体(人)	困った時にどうすればいいのか心配	環境の変化に適應できずパニックになる	周囲の目が気になる	お金がかかる	その他	無回答
全 体	679	18.0	6.8	9.3	22.1	10.2	17.4
身体障害	468	10.9	1.3	4.1	17.7	11.1	18.6
知的障害	41	53.7	26.8	9.8	19.5	14.6	19.5
精神障害	73	26.0	21.9	32.9	39.7	8.2	8.2
重複障害	74	33.8	17.6	18.9	35.1	5.4	13.5



■外出時に困ること（障害児）【障害別】

	全 体(人)	お子さんと外出する時に困ることは何ですか。						
		公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが難しい	道路や駅に階段や段差が多い	外出先の建物の設備(通路、トイレ、エレベーターなど)が不便	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	介助者が確保できない	発作など突然の身体の変化が心配
全 体	190	17.9	15.8	15.3	25.3	9.5	6.8	5.3
身体障害	25	40.0	32.0	32.0	40.0	-	8.0	4.0
知的障害	104	10.6	14.4	6.7	11.5	13.5	5.8	1.0
精神障害	4	25.0	-	25.0	-	25.0	-	-
重複障害	34	14.7	17.6	38.2	76.5	5.9	14.7	20.6
障害者手帳未所持	20	30.0	5.0	-	-	5.0	-	5.0

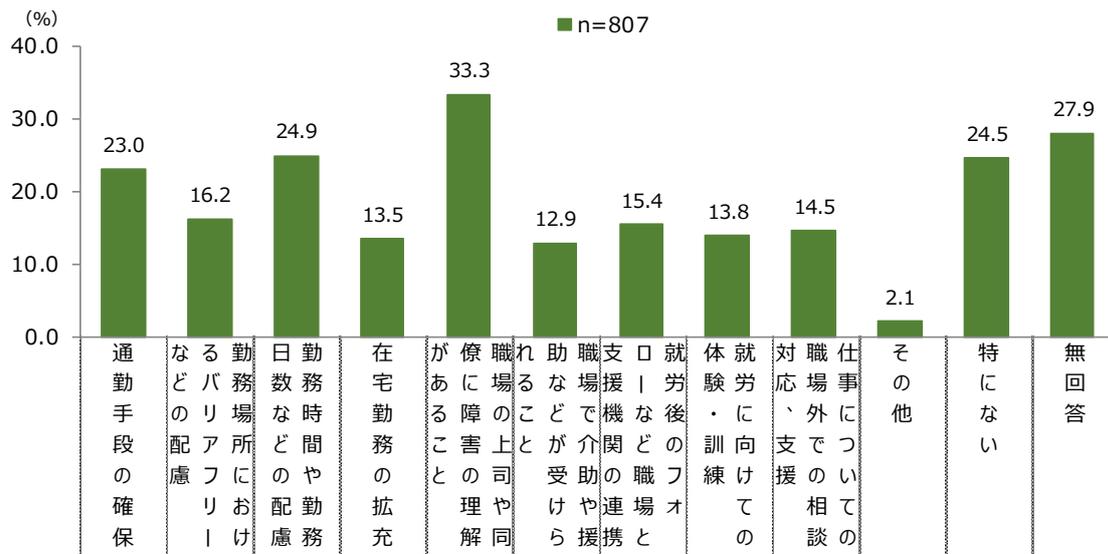
	全 体(人)	困った時にどうすればいいの心配	環境の変化に適應できずパニックになる	周囲の目が気になる	お金がかかる	その他	無回答
全 体	190	31.6	18.9	29.5	15.3	17.9	10.5
身体障害	25	20.0	4.0	16.0	24.0	24.0	4.0
知的障害	104	35.6	19.2	33.7	17.3	16.3	15.4
精神障害	4	50.0	25.0	50.0	25.0	-	-
重複障害	34	38.2	20.6	29.4	8.8	20.6	-
障害者手帳未所持	20	15.0	35.0	25.0	5.0	20.0	5.0



③障害者の就労支援として必要なこと(障害者)

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 33.3%で最も多く、次いで「勤務時間や勤務日数などの配慮」(24.9%)、「通勤手段の確保」(23.0%)となっています。また、「特にない」が 24.5%となっています。

■ 障害者の就労支援として必要なこと (障害者)



■ 障害者の就労支援として必要なこと (障害者)【障害別】

	全体(人)	あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。					
		通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	勤務時間や勤務日数などの配慮	在宅勤務の拡充	職場の上司や同僚に障害の理解があること	職場で介助や援助などが受けられること
全体	807	23.0	16.2	24.9	13.5	33.3	12.9
身体障害	545	21.1	18.0	23.3	13.6	27.5	11.4
知的障害	49	38.8	8.2	28.6	8.2	53.1	30.6
精神障害	84	27.4	9.5	39.3	21.4	57.1	6.0
重複障害	95	25.3	18.9	24.2	11.6	41.1	20.0

	全体(人)	あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。					無回答
		就業後のフォローなど職場と支援機関の連携	就業に向けての体験・訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	特にない	
全体	807	15.4	13.8	14.5	2.1	24.5	27.9
身体障害	545	11.0	10.1	10.6	1.8	28.4	29.5
知的障害	49	32.7	34.7	30.6	2.0	18.4	10.2
精神障害	84	27.4	19.0	25.0	4.8	9.5	14.3
重複障害	95	26.3	22.1	21.1	2.1	21.1	28.4

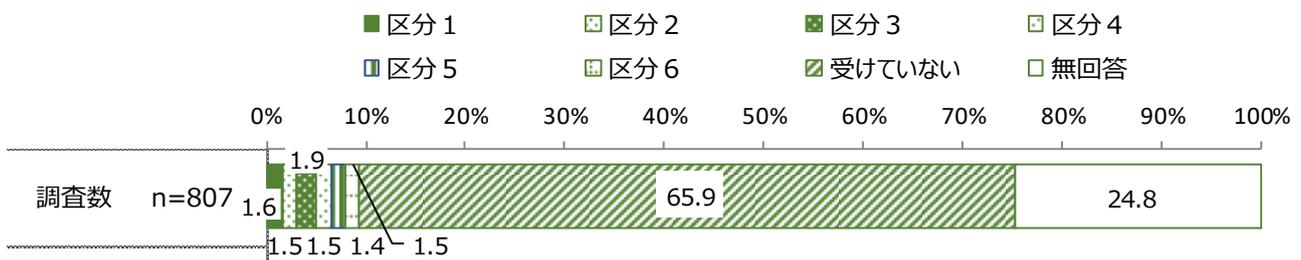


(4) 障害福祉サービスなどの利用について

①障害支援区分の認定(障害者)

障害支援区分の認定について、「受けていない」割合が 65.9%で最も多くなっています。「区分1」～「区分6」をあわせ、9.4%が受けていると回答しています。

■障害支援区分の認定 (障害者)



■障害支援区分の認定 (障害者) 【障害別】

	全体(人)	あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	無回答
全体	807	1.6	1.5	1.9	1.5	1.4	1.5	65.9	24.8
身体障害	545	1.5	0.4	0.7	1.1	-	0.2	72.5	23.7
知的障害	49	-	10.2	6.1	6.1	6.1	8.2	51.0	12.2
精神障害	84	1.2	2.4	2.4	-	1.2	-	72.6	20.2
重複障害	95	4.2	3.2	6.3	3.2	7.4	7.4	34.7	33.7



②現在利用しているサービス(障害者・障害児)

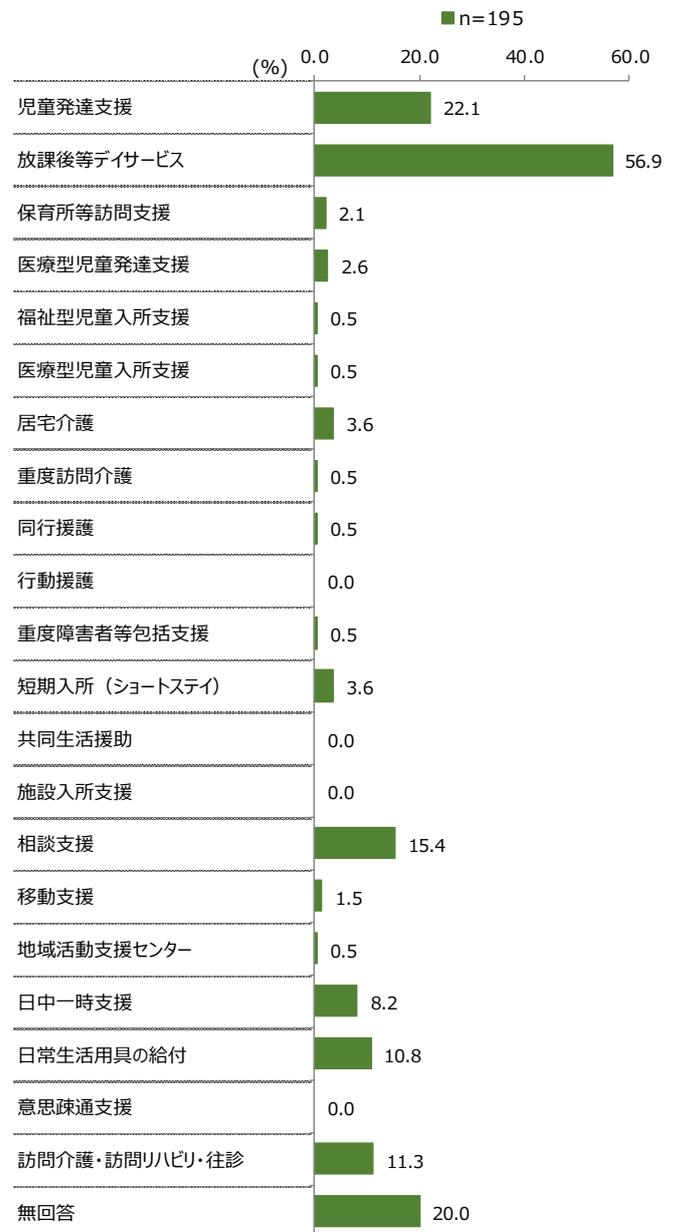
障害者では、「訪問介護・訪問リハビリ・往診」が6.4%で最も多く、次いで「居宅介護」が5.8%、「相談支援」が5.3%となっています。

障害児では、「放課後等デイサービス」が56.9%で最も多く、次いで「児童発達支援」が22.1%となっています。

■現在利用しているサービス（障害者）



■現在利用しているサービス（障害児）



■現在利用しているサービス（障害者）【障害別】

	全体(人)	以下の中で、現在利用しているサービス等がありますか。										
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型、B型)	療養介護	短期入所(ショートステイ)
全体	807	5.8	0.9	0.9	1.5	0.2	4.6	2.2	1.0	3.7	0.9	4.1
身体障害	545	7.7	0.7	1.1	0.6	0.2	3.7	2.0	0.2	0.6	1.1	3.1
知的障害	49	-	-	-	4.1	-	8.2	-	2.0	18.4	-	8.2
精神障害	84	1.2	-	-	1.2	-	-	3.6	4.8	7.1	-	2.4
重複障害	95	3.2	3.2	1.1	6.3	1.1	11.6	3.2	2.1	12.6	1.1	10.5

	全体(人)	以下の中で、現在利用しているサービス等がありますか。										
		共同生活援助	施設入所支援	相談支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援	日常生活用具の給付	意思疎通支援	訪問介護・訪問リハビリ・往診	無回答	
全体	807	1.2	2.1	5.3	2.0	2.6	1.9	4.3	0.1	6.4	72.6	
身体障害	545	0.2	1.3	3.9	0.9	2.6	0.4	5.5	0.2	6.8	76.7	
知的障害	49	6.1	10.2	16.3	2.0	2.0	8.2	-	-	-	55.1	
精神障害	84	-	-	6.0	1.2	3.6	1.2	1.2	-	6.0	71.4	
重複障害	95	6.3	5.3	8.4	8.4	2.1	8.4	3.2	-	7.4	56.8	

■現在利用しているサービス（障害児）【障害別】

	全体(人)	以下の中で、お子さんが現在利用しているサービス等がありますか。										
		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援
全体	195	22.1	56.9	2.1	2.6	0.5	0.5	3.6	0.5	0.5	-	0.5
身体障害	25	8.0	32.0	-	4.0	-	-	-	-	-	-	-
知的障害	106	23.6	58.5	1.9	0.9	-	-	-	-	-	-	-
精神障害	4	25.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重複障害	37	24.3	59.5	5.4	8.1	2.7	2.7	18.9	2.7	2.7	-	2.7
障害者手帳未所持	20	30.0	70.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	全体(人)	以下の中で、お子さんが現在利用しているサービス等がありますか。										
		短期入所(ショートステイ)	共同生活援助	施設入所支援	相談支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援	日常生活用具の給付	意思疎通支援	訪問介護・訪問リハビリ・往診	無回答
全体	195	3.6	-	-	15.4	1.5	0.5	8.2	10.8	-	11.3	20.0
身体障害	25	-	-	-	4.0	4.0	-	-	-	-	8.0	56.0
知的障害	106	1.9	-	-	10.4	1.9	0.9	8.5	-	-	1.9	19.8
精神障害	4	-	-	-	50.0	-	-	25.0	-	-	-	-
重複障害	37	13.5	-	-	32.4	-	-	16.2	56.8	-	45.9	5.4
障害者手帳未所持	20	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	5.0	-



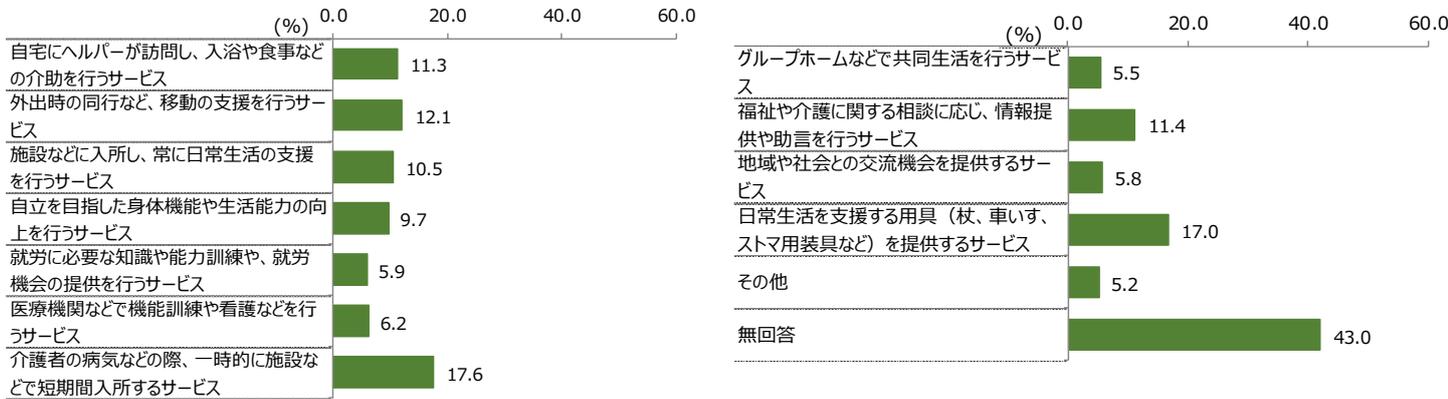
③今後利用したいサービス(障害者・障害児)

障害者では、「介護者の病気などの際、一時的に施設などで短期間入所するサービス」が 17.6%で最も多く、次いで「日常生活を支援する用具（杖、車いす、ストマ用装具など）を提供するサービス」が 17.0%となっています。

障害児では、「学校授業終了後などに児童を預かり、機能訓練や社会交流支援を行うサービス」が 49.7%で最も多く、次いで「就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス」が 42.6%となっています。

■ 今後利用したいサービス（障害者）

■ n=807



■今後利用したいサービス（障害者）【障害別】

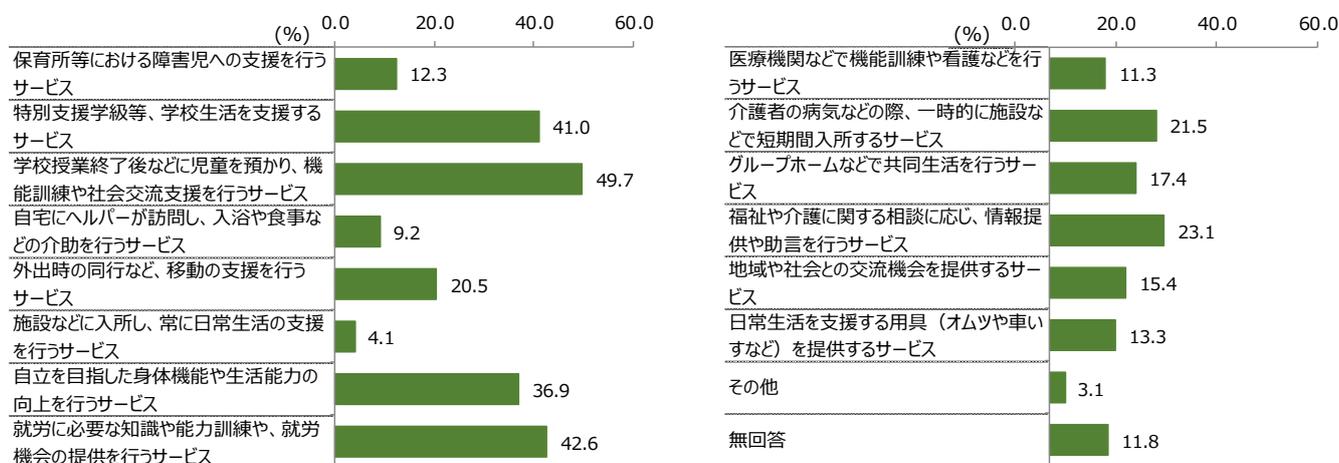
	全 体(人)	今後利用したいのはどのようなサービスですか。						
		自宅にヘルパーが訪問し、入浴や食事などの介助を行うサービス	外出時の同行など、移動の支援を行うサービス	施設などに入所し、常に日常生活の支援を行うサービス	自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービス	就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス	医療機関などで機能訓練や看護などを行うサービス	介護者の病気などの際、一時的に施設などで短期間入所するサービス
全 体	807	11.3	12.1	10.5	9.7	5.9	6.2	17.6
身体障害	545	12.5	10.8	9.4	9.4	2.9	7.3	20.2
知的障害	49	10.2	28.6	24.5	10.2	12.2	4.1	18.4
精神障害	84	3.6	8.3	3.6	14.3	20.2	2.4	6.0
重複障害	95	11.6	16.8	16.8	9.5	8.4	6.3	15.8

	全 体(人)	グループホームなどで共同生活を行うサービス	福祉や介護に関する相談に応じ、情報提供や助言を行うサービス	地域や社会との交流機会を提供するサービス	日常生活を支援する用具(杖、車いす、ストマ用装具など)を提供するサービス	その他	無回答
全 体	807	5.5	11.4	5.8	17.0	5.2	43.0
身体障害	545	2.4	11.6	4.6	21.5	5.1	43.5
知的障害	49	28.6	18.4	12.2	2.0	2.0	32.7
精神障害	84	4.8	11.9	11.9	1.2	10.7	36.9
重複障害	95	13.7	10.5	5.3	15.8	4.2	41.1



■ 今後利用したいサービス（障害児）

■ n=195



■ 今後利用したいサービス（障害児）【障害別】

	全体(人)	今後利用したいのはどのようなサービスですか。							
		保育所等における障害児への支援を行うサービス	特別支援学級等、学校生活を支援するサービス	学校授業終了後などに児童を預かり、機能訓練や社会交流支援を行うサービス	自宅にヘルパーが訪問し、入浴や食事などの介助を行うサービス	外出時の同行など、移動の支援を行うサービス	施設などに入所し、常に日常生活の支援を行うサービス	自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービス	就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス
全体	195	12.3	41.0	49.7	9.2	20.5	4.1	36.9	42.6
身体障害	25	20.0	40.0	24.0	4.0	16.0	-	28.0	24.0
知的障害	106	10.4	40.6	47.2	-	20.8	4.7	38.7	52.8
精神障害	4	25.0	50.0	75.0	-	25.0	-	25.0	75.0
重複障害	37	13.5	48.6	70.3	45.9	29.7	8.1	32.4	18.9
障害者手帳未所持	20	10.0	35.0	60.0	-	10.0	-	50.0	50.0

	全体(人)	今後利用したいのはどのようなサービスですか。							その他	無回答
		医療機関などで機能訓練や看護などを行うサービス	介護者の病気などの際、一時的に施設などで短期間入所するサービス	グループホームなどで共同生活を行うサービス	福祉や介護に関する相談に応じ、情報提供や助言を行うサービス	地域や社会との交流機会を提供するサービス	日常生活を支援する用具（オムツや車いすなど）を提供するサービス			
全体	195	11.3	21.5	17.4	23.1	15.4	13.3	3.1	11.8	
身体障害	25	8.0	4.0	-	20.0	-	16.0	4.0	28.0	
知的障害	106	6.6	18.9	26.4	21.7	17.9	1.9	2.8	10.4	
精神障害	4	-	-	50.0	-	25.0	-	-	25.0	
重複障害	37	32.4	56.8	10.8	35.1	18.9	54.1	5.4	2.7	
障害者手帳未所持	20	5.0	-	-	20.0	15.0	-	-	5.0	

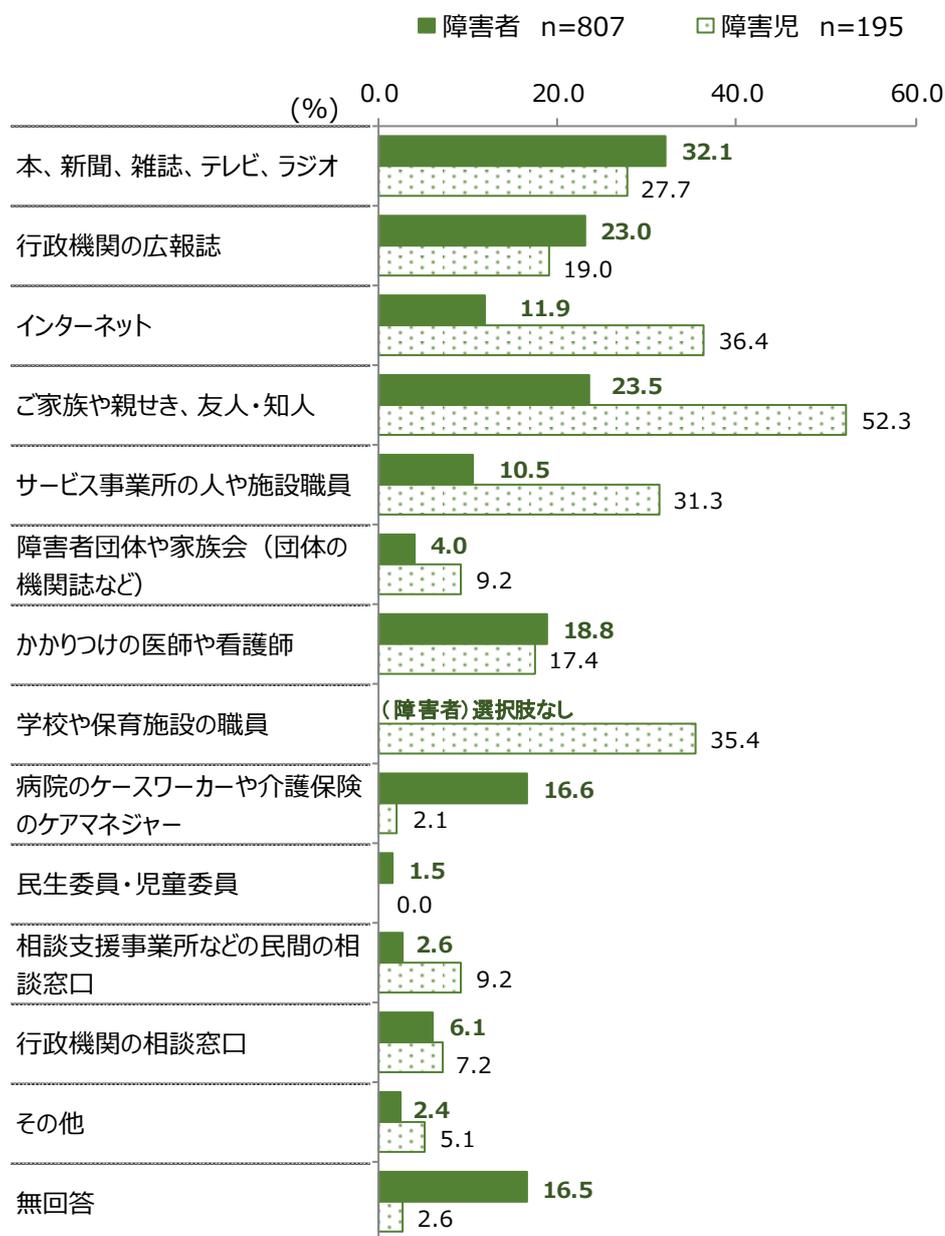


④福祉サービス等の情報入手先(障害者・障害児)

障害者では、「本、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ」が 32.1%で最も多く、次いで「ご家族や親せき、友人・知人」が 23.5%、「行政機関の広報誌」が 23.0%となっています。

障害児では、「ご家族や親せき、友人・知人」が 52.3%で最も多く、次いで「インターネット」が 36.4%、「学校や保育施設の職員」が 35.4%となっています。

■福祉サービス等の情報入手先（障害者・障害児）



■福祉サービス等の情報入手先（障害者）【障害別】

	全 体(人)	あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。						
		本、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ	行政機関の広報誌	インターネット	ご家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	かかりつけの医師や看護師
全 体	807	32.1	23.0	11.9	23.5	10.5	4.0	18.8
身体障害	545	36.5	26.4	10.6	22.9	7.3	2.9	18.2
知的障害	49	26.5	14.3	6.1	28.6	32.7	6.1	4.1
精神障害	84	21.4	16.7	32.1	15.5	8.3	6.0	32.1
重複障害	95	22.1	15.8	7.4	30.5	21.1	7.4	21.1

	全 体(人)	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
全 体	807	16.6	1.5	2.6	6.1	2.4	16.5
身体障害	545	19.3	2.0	0.9	4.2	1.7	15.4
知的障害	49	2.0	-	10.2	12.2	4.1	14.3
精神障害	84	15.5	-	6.0	13.1	6.0	7.1
重複障害	95	9.5	1.1	6.3	9.5	3.2	24.2



■ 福祉サービス等の情報入手先（障害児）【障害別】

	全 体(人)	あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。						
		本、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ	行政機関の広報誌	インターネット	ご家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	かかりつけの医師や看護師
全 体	195	27.7	19.0	36.4	52.3	31.3	9.2	17.4
身体障害	25	16.0	20.0	16.0	32.0	16.0	4.0	16.0
知的障害	106	29.2	19.8	35.8	54.7	32.1	9.4	13.2
精神障害	4	75.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	75.0
重複障害	37	21.6	10.8	27.0	67.6	40.5	8.1	21.6
障害者手帳未所持	20	35.0	25.0	80.0	35.0	25.0	10.0	25.0

	全 体(人)	学校や保育施設の職員	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
全 体	195	35.4	2.1	-	9.2	7.2	5.1	2.6
身体障害	25	16.0	4.0	-	4.0	12.0	16.0	4.0
知的障害	106	46.2	0.9	-	8.5	5.7	4.7	2.8
精神障害	4	50.0	-	-	-	25.0	-	-
重複障害	37	18.9	5.4	-	16.2	8.1	2.7	2.7
障害者手帳未所持	20	25.0	-	-	10.0	5.0	-	-



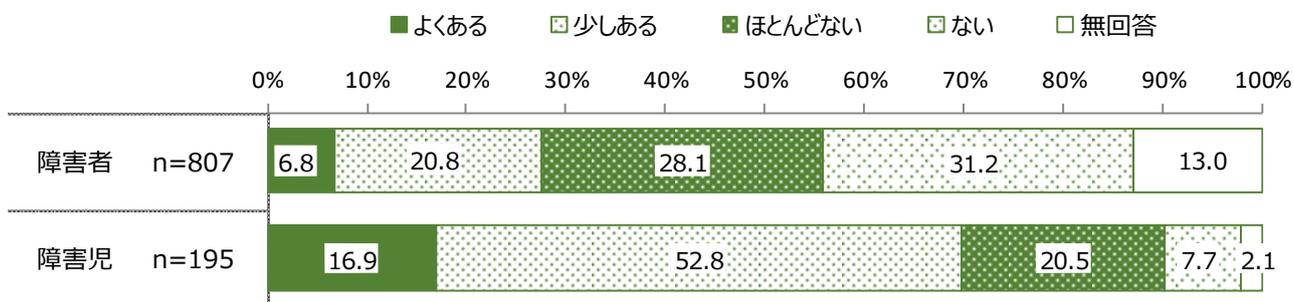
(5) 権利擁護について

① 差別や嫌な思いをしたこと(障害者・障害児)

障害者では、「よくある」が 6.8%、「少しある」が 20.8%、合わせて 27.6% が「ある」と回答しています。

障害児では、「よくある」が 16.9%、「少しある」が 52.8%、合わせて 69.7% が「ある」と回答しています。

■ 差別や嫌な思いをしたこと（障害者・障害児）



■ 差別や嫌な思いをしたこと（障害者）【障害別】

	全体(人)	あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。				
		よくある	少しある	ほとんどない	ない	無回答
全体	807	6.8	20.8	28.1	31.2	13.0
身体障害	545	2.9	14.7	32.3	38.2	11.9
知的障害	49	22.4	42.9	16.3	14.3	4.1
精神障害	84	16.7	40.5	23.8	14.3	4.8
重複障害	95	14.7	31.6	16.8	17.9	18.9



■ 差別や嫌な思いをしたこと（障害児）【障害別】

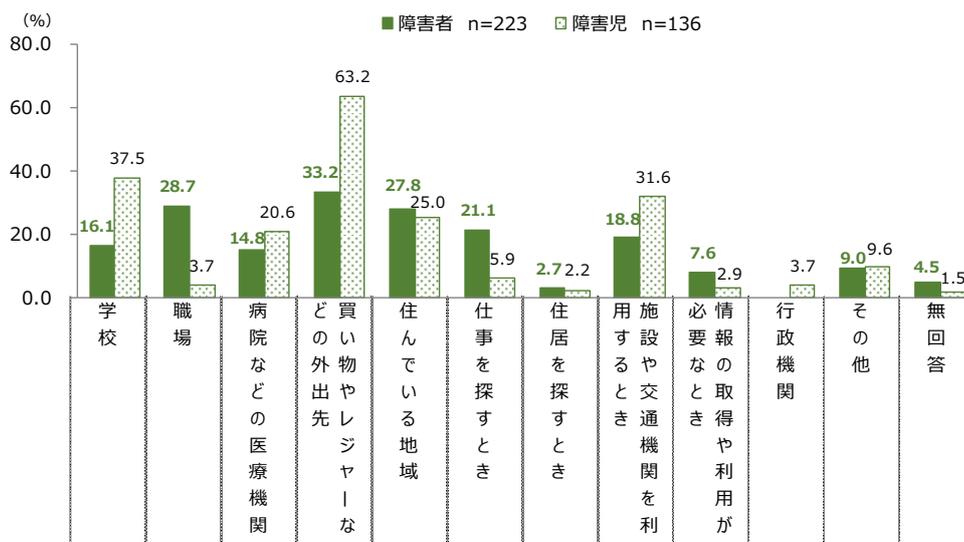
	全体(人)	あなたは、子どもに障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。				
		よくある	少しある	ほとんどない	ない	無回答
全体	195	16.9	52.8	20.5	7.7	2.1
身体障害	25	16.0	44.0	20.0	20.0	-
知的障害	106	18.9	49.1	21.7	6.6	3.8
精神障害	4	-	100.0	-	-	-
重複障害	37	16.2	62.2	16.2	5.4	-
障害者手帳未所持	20	15.0	60.0	20.0	5.0	-

② 差別や嫌な思いをした場所（障害者・障害児）

障害者では、「買い物やレジャーなどの外出先」が 33.2%で最も多く、次いで「職場」が 28.7%、「住んでいる地域」が 27.8%となっています。

障害児では、「買い物やレジャーなどの外出先」が 63.2%で最も多く、次いで「学校」が 37.5%、「施設や交通機関を利用するとき」が 31.6%となっています。

■ 差別や嫌な思いをした場所（障害者・障害児）



■差別や嫌な思いをした場所（障害者）【障害別】

	全体(人)	どのような場所や場面で差別や嫌な思いをしましたか。					
		学校	職場	病院などの医療機関	買い物やレジャーなどの外出先	住んでいる地域	仕事を探すとき
全体	223	16.1	28.7	14.8	33.2	27.8	21.1
身体障害	96	7.3	24.0	16.7	37.5	24.0	17.7
知的障害	32	31.3	25.0	9.4	46.9	34.4	21.9
精神障害	48	18.8	45.8	8.3	18.8	20.8	31.3
重複障害	44	22.7	22.7	22.7	27.3	38.6	18.2

	全体(人)	住居を探すとき	施設や交通機関を利用するとき	情報の取得や利用が必要なとき	その他	無回答
全体	223	2.7	18.8	7.6	9.0	4.5
身体障害	96	2.1	20.8	9.4	9.4	5.2
知的障害	32	3.1	21.9	6.3	9.4	-
精神障害	48	-	14.6	4.2	10.4	2.1
重複障害	44	6.8	15.9	9.1	6.8	9.1



■ 差別や嫌な思いをした場所（障害児）【障害別】

	全 体(人)	どのような場所や場面で差別や嫌な思いをしましたか。					
		学校	職場	病院などの 医療機関	買い物やレ ジャーなどの 外出先	住んでいる 地域	仕事を探す とき
全 体	136	37.5	3.7	20.6	63.2	25.0	5.9
身体障害	15	53.3	6.7	-	53.3	-	6.7
知的障害	72	40.3	5.6	23.6	66.7	29.2	6.9
精神障害	4	75.0	-	-	25.0	25.0	25.0
重複障害	29	13.8	-	27.6	65.5	31.0	-
障害者手帳未所持	15	40.0	-	13.3	66.7	20.0	6.7

	全 体(人)	住居を探す とき	施設や交通 機関を利用 するとき	情報の取得 や利用が必 要なとき	行政機関	その他	無回答
全 体	136	2.2	31.6	2.9	3.7	9.6	1.5
身体障害	15	6.7	26.7	6.7	-	-	6.7
知的障害	72	1.4	33.3	2.8	4.2	12.5	-
精神障害	4	-	25.0	-	-	-	-
重複障害	29	3.4	34.5	3.4	6.9	6.9	3.4
障害者手帳未所持	15	-	26.7	-	-	13.3	-



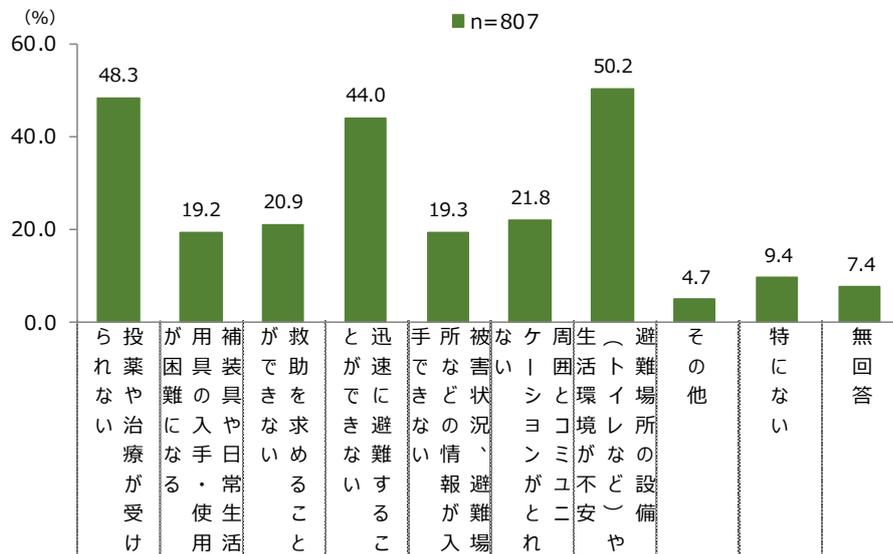
(6) 災害時の避難などについて

①災害時、避難の際に不安なこと(障害者・障害児)

障害者では、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 50.2%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 48.3%、「迅速に避難することができない」が 44.0%となっています。

障害児では、「お子さん自身で周囲に援助を求めることができない」と回答した割合が 63.6%で最も多くなっています。

■災害時、避難の際に不安なこと（障害者）

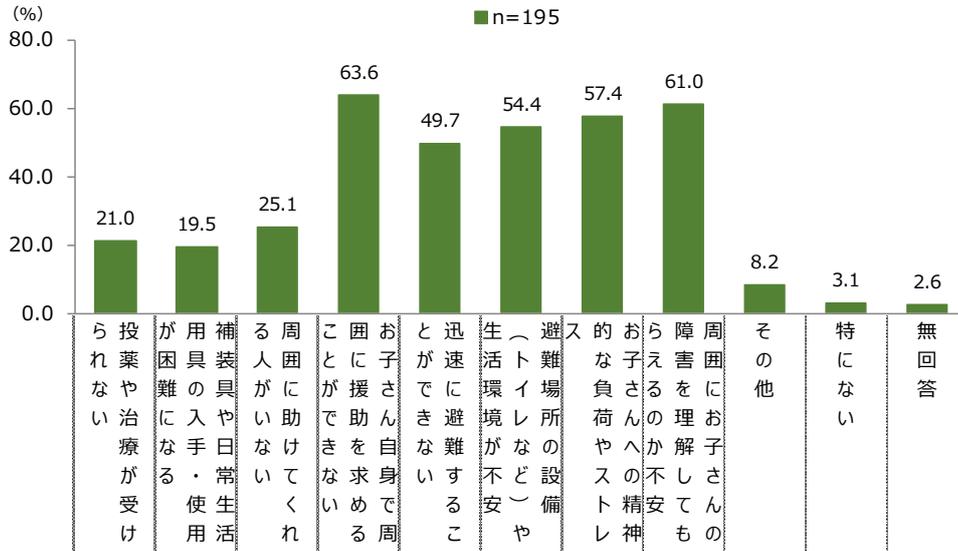


■災害時、避難の際に不安なこと（障害者）【障害別】

	全体(人)	火事や地震などの災害時にどのようなことに不安を感じますか。									
		投薬や治療が受けられない	補装具や日常生活用品の入手・使用が困難になる	救助を求められない	迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	807	48.3	19.2	20.9	44.0	19.3	21.8	50.2	4.7	9.4	7.4
身体障害	545	48.4	21.3	18.2	47.3	16.7	15.0	51.7	5.0	10.1	5.1
知的障害	49	30.6	10.2	42.9	46.9	34.7	49.0	44.9	4.1	20.4	4.1
精神障害	84	66.7	2.4	16.7	26.2	17.9	36.9	40.5	4.8	7.1	6.0
重複障害	95	47.4	26.3	32.6	43.2	28.4	37.9	52.6	4.2	5.3	13.7



■ 災害時、避難の際に不安なこと（障害児）



■ 災害時、避難の際に不安なこと（障害児）【障害別】

	全体(人)	火事や地震などの災害時に、お子さんの援護についてどのようなことに不安を感じますか。										
		投薬や治療が受けられない	補装具や日常生活用具の入手・使用が困難になる	周囲に助けしてくれる人がいない	お子さん自身で周囲に援助を求めることができない	迅速に避難することができない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	お子さんへの精神的な負荷やストレス	周囲にお子さんの障害を理解してもらえないのか不安	その他	特になし	無回答
全体	195	21.0	19.5	25.1	63.6	49.7	54.4	57.4	61.0	8.2	3.1	2.6
身体障害	25	24.0	36.0	20.0	40.0	52.0	40.0	20.0	36.0	-	4.0	-
知的障害	106	11.3	6.6	24.5	66.0	43.4	54.7	62.3	65.1	6.6	3.8	4.7
精神障害	4	50.0	-	-	100.0	50.0	25.0	75.0	100.0	-	-	-
重複障害	37	54.1	56.8	29.7	81.1	75.7	70.3	51.4	62.2	16.2	-	-
障害者手帳未所持	20	5.0	5.0	35.0	50.0	40.0	50.0	85.0	65.0	15.0	-	-



4 評価体制

本計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて策定、推進されるものであり、関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組みを進めていくことが必要です。

関連施策の動向も踏まえながら、瀬戸市障害者地域自立支援協議会等との連携のもとで「PDCA サイクル」により定期的に計画の進捗状況の把握・分析・点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

基本理念

障害者福祉基本計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方を提示しています。

計画 (Plan)

■「基本理念」に即して施策内容や成果目標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

改善 (Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施します。

実行 (Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行います。
- 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。
- 活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うよう努めます。



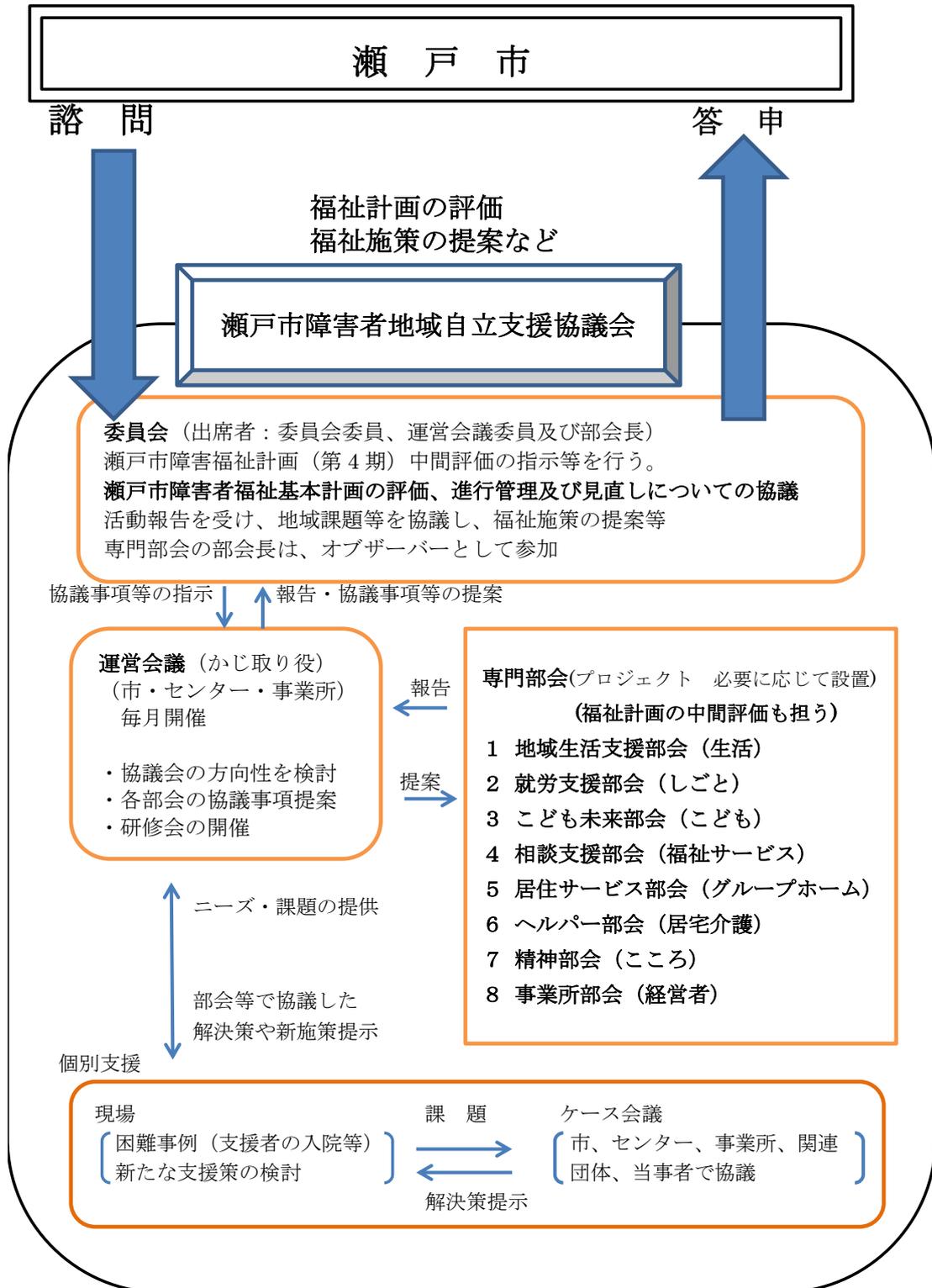
5 障害者施策をめぐる近年の動向

年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障害のある方の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画	平成15～24年度までの10年間を計画期間とする。
H18	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	教育基本法に障害のある方について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行 (平成23年8月5日)	目的規定や障害者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日)	障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日)	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画	平成25～29年度までの概ね5年間を計画期間とする。
H26	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日)	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H30	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。



6 瀬戸市障害者地域自立支援委員会

瀬戸市障害者地域自立支援協議会組織図



瀬戸市障害者地域自立支援委員会 名簿

	氏 名	所 属 名	役 職
1	宇都宮 みのり	愛知県立大学 教育福祉学部 社会福祉学科	教授
2	井上 孝二	瀬戸公共職業安定所	雇用指導官
3	藤井 奈保	瀬戸市教育部学校教育課	専門員
4	木村 誠子	愛知県瀬戸保健所健康支援課	課長補佐
5	梶浦 慶子	尾張東部障がい者 就業・生活支援センターアクト	主任就労支援 コーディネーター
6	水野 充江	公立陶生病院 医療ソーシャルワーク室	室長
7	清水 礼	瀬戸市健康福祉部発達支援室	室長
8	住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター	センター長
9	伊里 みゆき	社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会	相談・介護グループ リーダー
10	加藤 美矢子	瀬戸市民生委員児童委員協議会	副会長
11	中島 正二		
12	加藤 清子	瀬戸市身体障害者福祉協会	会長
13	尾関 亮三	瀬戸市手をつなぐ育成会	会長
14	池戸 智美	特定非営利活動法人ハッピーリング	代表
15	井上 雄裕	シンセサイズ中部	代表



計画策定経過

◎瀬戸市障害者地域自立支援委員会

会 議 名	開 催 日
第1回 瀬戸市障害者地域自立支援委員会	平成30年(2018年)1月12日(金)
第2回 瀬戸市障害者地域自立支援委員会	平成30年(2018年)3月1日(木)

◎瀬戸市障害者地域自立支援協議会

会 議 名	開 催 日
精神関係者会議	平成29年(2017年)11月22日(水)
相談支援部会	平成29年(2017年)12月6日(水)
こども未来部会	平成29年(2017年)12月7日(木)
就労支援部会	平成29年(2017年)12月12日(火)
運営会議	平成29年(2017年)12月19日(火)
居住サービス部会	平成29年(2017年)12月20日(水)



瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）

発行：瀬戸市健康福祉部社会福祉課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の1

TEL : 0561-88-2612

FAX : 0561-88-2615

発行年月：平成 30 年 3 月